

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成26年 7月18日
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO ブルース・ダブリュー・フラーム
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ
【事務連絡者氏名】	中野 浩一
【電話番号】	03-5411-3500
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド（確定拠出年金向け）（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

当ファンドでは、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいいます。以下同じ。）から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいいます。以下同じ。）、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるラッセル・インベストメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（「ラッセル」）の「年金外株」として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120 - 055 - 887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <http://www.russell.com/jpin/>

(5) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口の整数倍をもって取得することができます。

(7) 【申込期間】

平成26年7月19日から平成27年7月17日まで

平成27年7月18日以降の申込期間については、事前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において取得申込みの取扱いを行います。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120 - 055 - 887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <http://www.russell.com/jpin/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が指定する日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。
各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込みの販売会社（前述の「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）に申込代金を支払うものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

取得申込者の制限

当ファンドは、確定拠出年金法に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。取得申込者は確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

申込方法

(a) 取得申込者は販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

(b) 取得申込者は販売会社との間で、別に定める「自動けいぞく投資契約」を締結するものとします。

販売会社によっては、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

(c) 収益分配金は、原則として無手数料で自動的に再投資されます。

申込受付不可日

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかが休業日の場合には、取得申込みの取扱いはいたしません。

申込受付不可日は、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

取扱時間

各営業日 の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは、翌営業日 の取扱いとなります。

上記 の申込受付不可日を除きます。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消

取引所 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<基本的性格>

当ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下の通りです。
商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《商品分類の定義》

追加型：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年2回 年4回 年6回(隔月)	日本 北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信	年12回(毎月)	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	日々	中南米 アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他()	中近東(中東) エマージング		

《属性区分の定義》

その他資産（投資信託証券（株式 一般））：

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）に投資します。

年1回：

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を除く）：

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド：

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし：

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

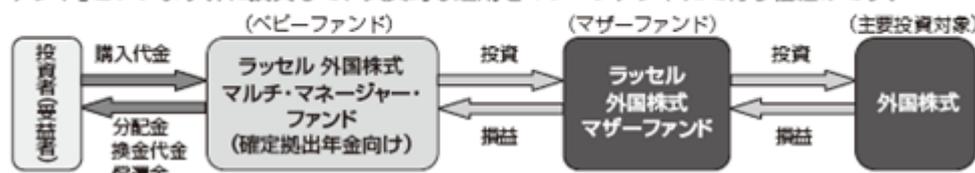
（注1）当ファンドは投資信託証券（親投資信託）を通じて、主に株式に投資するため、「商品分類」における投資対象資産（収益の源泉）と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

（注2）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。当ファンドが該当しない（網掛け表示していない）商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

<ファンドの特色>

◇日本を除く先進各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を「ラッセル 外国株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



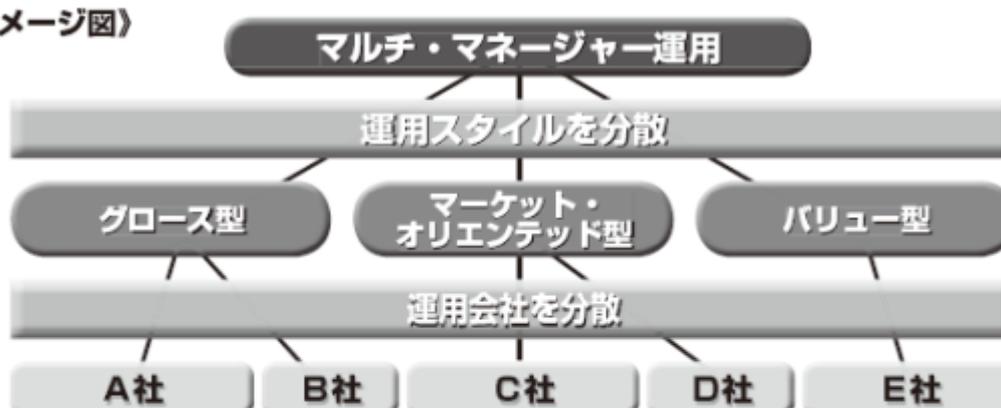
◇MSCI KOKUSAI (配当込み) をベンチマークとし、中長期的に安定してベンチマークを上回ることを目指します。

※MSCI KOKUSAIインデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的、一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◇運用スタイルの異なる複数の運用会社を組み合わせせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。

●世界中から厳選した複数の運用会社を、最適と判断される目標配分割合で組み合わせます。

〈イメージ図〉



〈運用スタイルについて〉

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

グロース(成長)型運用 : 特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式(グロース株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

バリュー(割安)型運用 : 特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式(バリュー株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

マーケット・オリエンテッド型運用 : 「グロース(成長)型」や「バリュー(割安)型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

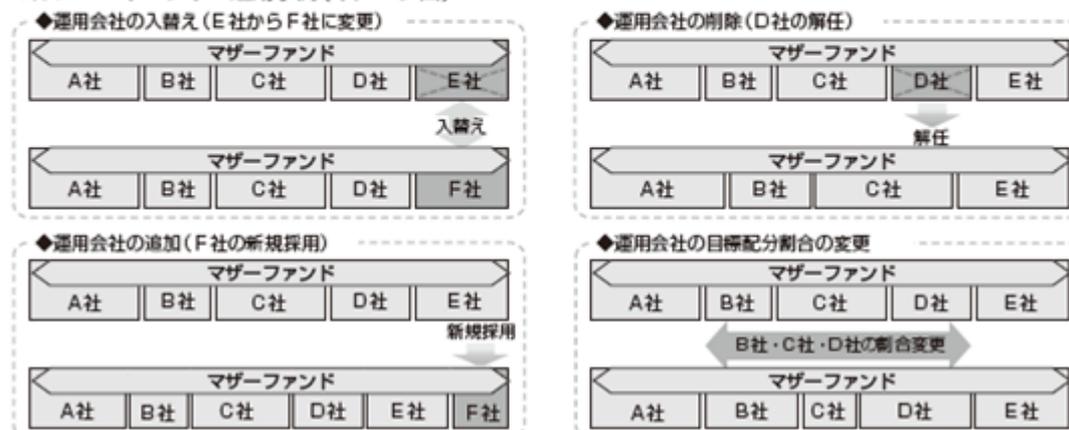
※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社が投資助言を受ける会社を「投資助言会社」ということがあります。

※「目標配分割合」とは、マルチ・マネージャー運用において運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

●運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。

以下はマルチ・マネージャー運用の代表的な事例のイメージ図です。運用に際しては、以下の事例とは異なる運用会社や目標配分割合の変更を行うことがあります。なお、当ファンドではマザーファンドにてマルチ・マネージャー運用を行います。

マルチ・マネージャー運用事例(イメージ図)



●運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。なお、2014年7月18日現在の状況は以下のとおりです。

運用スタイル	運用会社(外部委託先運用会社/投資助言会社)	目標配分割合
グロース(成長)型の運用	マッキンリー・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー(米国)	15%
	サステナブル・グロース・アドバイザーズ・エル・ピー(米国)	15%
バリュー(割安)型の運用	ハリス・アソシエイツ・エル・ピー(米国)	15%
マーケット・オリエンテッド型の運用	ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー(米国)	25%
	エムエフエス・インスティテューショナル・アドバイザーズ・インク(米国)	30%

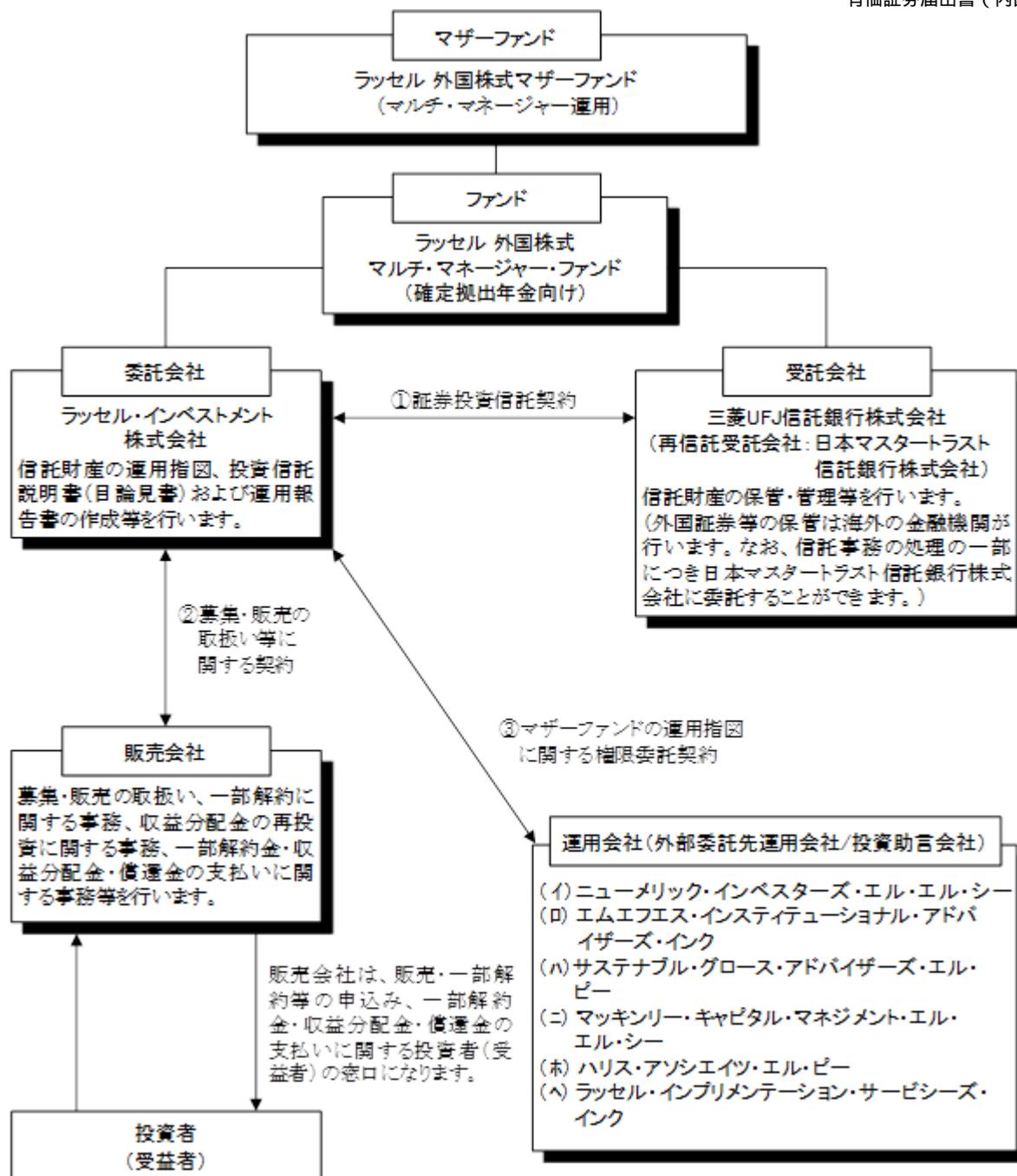
*マザーファンド全体の運用効率を高めること、各外部委託先運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用(投資助言会社からの投資助言等に基づく運用を含みます。)等を行うため、上記の運用会社の他に、「ラッセル・インプリメンテーション・サービス・インク(米国)」を採用しています。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成17年8月31日 信託契約の締結、当ファンドの設定日(運用開始日)

(3)【ファンドの仕組み】



(注) 上図は、平成26年7月18日現在のものです。上記の運用会社は事前の告知なく随時変更され、平成26年7月18日現在のものと異なることがあります。

< 契約の概要 >

証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を定めた契約です。

マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

(参考：マザーファンドの運用における投資助言契約)

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

< 委託会社の概況 >

資本金の額 1,609.5百万円（平成26年5月末現在）

沿革

平成11年 3月 9日	フランク・ラッセル投信株式会社設立
平成11年 3月25日	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
平成11年11月15日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
平成12年 1月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可取得
平成14年 7月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
平成18年 2月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成18年 3月 1日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
平成19年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成26年5月末現在）

株主名	住所	所有株式数	持株比率
ラッセル・インベストメント・グループ株式会社	東京都港区赤坂七丁目3番37号 ブラス・カナダ	34,090株	100%

（参考）

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループ（以下「ラッセル」といいます。）の日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様を提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理、株式インデックスの開発など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は平成26年3月末現在で約27兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

運用方法

(a)投資態度

1. 主としてマザーファンド受益証券に投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. マザーファンドは、日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。
3. M S C I K O K U S A I（配当込み）をベンチマークとします。
4. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

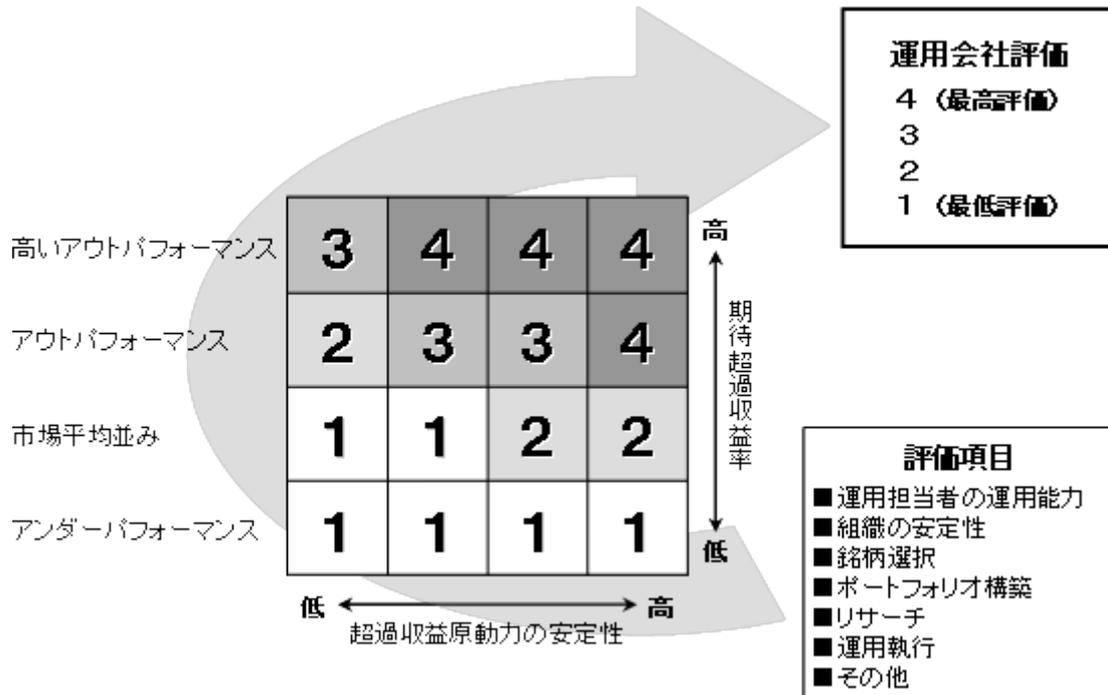
(b)ラッセルの「マルチ・マネージャー運用」の特徴

《特徴1》世界中から優れていると判断される運用会社を厳選します。

将来においても良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を選ぶには、パフォーマンスなどの定量的な分析だけにとどまらず、運用プロセスや運用組織、人材の質などの定性的な分析により重点を置いて運用会社を評価することが重要となります。

ラッセル・インベストメントグループの運用会社調査チームは、日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に分析・評価し、外国株式の運用において、中長期的に安定してベンチマークを上回る、つまり超過収益を生み出すことが期待できる優れた運用会社を厳選します。

綿密な調査・分析により運用会社を4段階で評価します。



《特徴2》複数の運用スタイル、運用会社に分散しリスクの低減を図ります。

複数の運用スタイルに分散し、それぞれの運用スタイルにおいて優れていると判断される運用会社をバランスよく組み合わせることで、日々変化する経済情勢や投資環境の中にあっても、ファンド全体として中長期的に安定してベンチマーク（MSCI KOKUSAI（配当込み））を上回る、つまり超過収益を生み出すことを目指して運用を行います。

なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

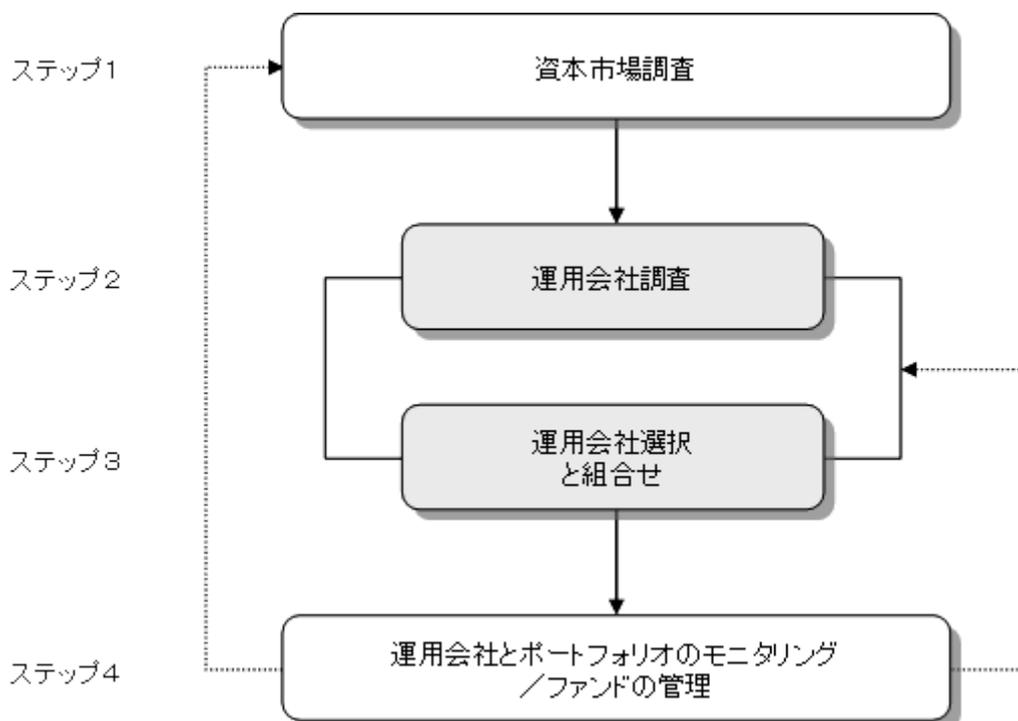
《特徴3》運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行います。

現時点において優れた運用会社が将来においても優れているとは限りません。一方、現時点では優れていなくとも将来的に優れた運用会社に変貌を遂げる可能性もあります。そこで、運用会社を継続的にモニタリングし、運用能力などに変化があった場合には必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行うことにより、常に最適と判断される運用会社の構成を目指します。

(c) 運用のプロセス

「マルチ・マネージャー運用」は、マザーファンドにおいて行われます。

マザーファンドの「マルチ・マネージャー運用」は、以下のプロセスに基づき運用されます。



ステップ1：資本市場調査

外国株式の運用において超過収益獲得の可能性が高いと判断される運用戦略とそうでない運用戦略を峻別するなど、海外の株式市場の特性を把握することによってファンドの基本設計を行います。

ステップ2：運用会社調査

日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に調査・分析し、4段階で評価を行うことによって、外国株式の運用で良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を厳選します。

ステップ3：運用会社選択と組合せ

ステップ2の運用会社調査において厳選された優れた運用会社の中から、最適と判断される運用会社の組合せと各運用会社への目標配分割合を見つけ出すために様々なシミュレーション等を実施することにより、ファンドで採用する運用会社とその目標配分割合を決定します。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

ステップ4：運用会社とポートフォリオのモニタリングおよびファンドの管理

運用会社とそのポートフォリオを継続的にモニタリングします。そして運用会社の運用能力に変化が生じた場合など、必要に応じてファンドで採用している運用会社の変更や追加などを行うことによりファンドの管理を行います。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1．有価証券
- 2．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条ないし第25条に定めるものに限りません。）
- 3．金銭債権
- 4．約束手形
- 5．匿名組合出資持分（1．に該当するものを除きます。）

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

- 1．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてマザーファンドの受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

委託会社では、インベストメント・マネジメント&リサーチ部が所管する、I M & R T o k y o ポリシー&プロシージャー（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

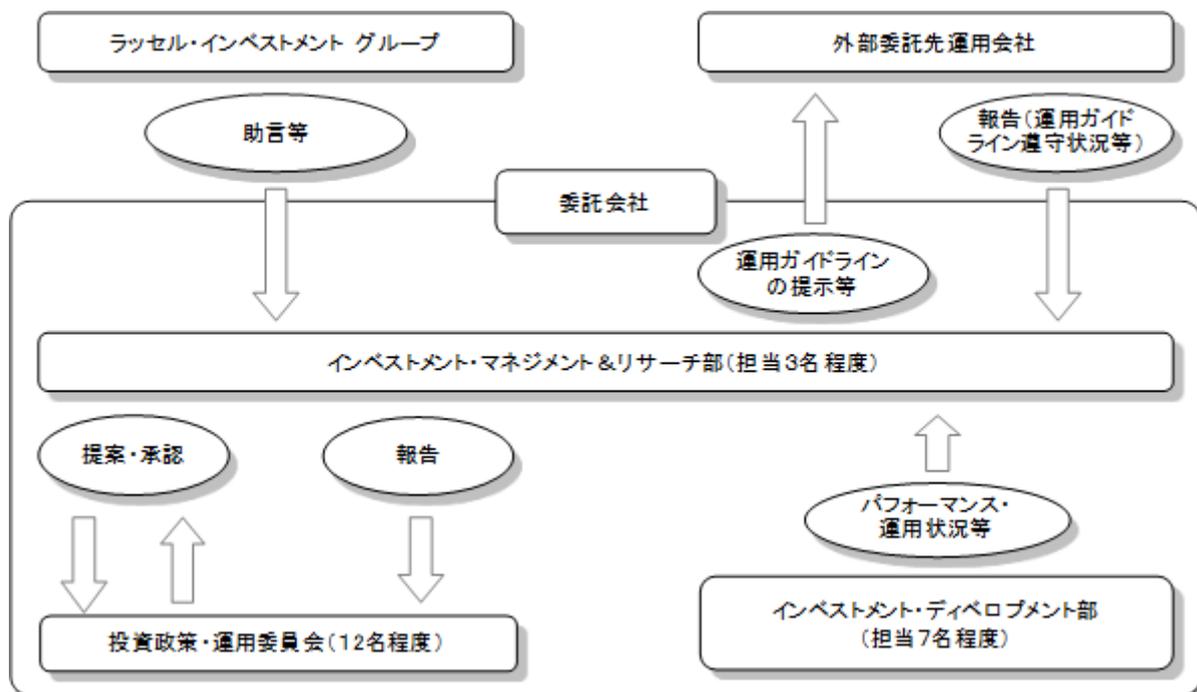
- ・委託会社の投資意思決定は、マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、委託会社が属するラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分

割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメントグループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

- ・インベストメント・ディベロプメント部は、当ファンドおよび外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等の報告をインベストメント・マネジメント&リサーチ部に行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、インベストメント・マネジメント&リサーチ部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する6名の委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のように当ファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社
委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク（2）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。
- ・受託会社
オペレーション部（担当5名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。
上記の体制等は平成26年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の決算時（原則として毎年4月18日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、収益分配金は、原則として無手数料で自動的に再投資されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

約款による投資制限

(a) 株式への実質投資割合 には制限を設けません。

実質投資割合とは、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。以下同じ。

(b) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(c) マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(d) 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

(e) 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記1.の信用取引の指図における当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(f) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(g) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の契約期限は、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(h) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引は、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(i) 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(j) 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(k) 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(l) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(m) 外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(n) 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令上の投資制限

当ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下の通りです。

- (a) デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

- (b) 同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの投資方針

(1) マザーファンドの投資態度

1. 日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
2. 株式等の組入れにあたっては、フル・インベストメントを基本とします。
3. M S C I K O K U S A I（配当込み）をベンチマークとします。
4. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(2) マザーファンドの投資対象

投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条ないし第18条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1.に該当するものを除きます。）

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下、において同じ。）は、信託金を主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)マザーファンドの投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されて

いる株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の契約期限は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引は、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

- ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 上記1.に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
- 上記1.の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 上記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲

- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- 上記1.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(4) マザーファンドにおける法令上の投資制限

マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5)投資制限 法令上の投資制限」において、当ファンドについて掲げたものと同じです。

(5) マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社 / 投資助言会社）

マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

平成26年7月18日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

- (イ) 商号：ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》
委託内容：外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用
- (ロ) 商号：エムエフエス・インスティテューショナル・アドバイザーズ・インク《米国》
委託内容：外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用
- (ハ) 商号：サステナブル・グロース・アドバイザーズ・エル・ピー《米国》
委託内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用
- (ニ) 商号：マッキンリー・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー《米国》
委託内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用
- (ホ) 商号：ハリス・アソシエイツ・エル・ピー《米国》
委託内容：外国株式を対象としたバリュース（割安）型の運用

(ハ)商号：ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク《米国》

- 委託内容：1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。
- 2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。
- 3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント（注））
- 4) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

（注）マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクに委託します。なお、ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクはラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書の「利害関係人との取引状況等」においてラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

なお、マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120 - 055 - 887 (フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ> <http://www.russell.com/jpin/>

3【投資リスク】

(1) リスク要因

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

基準価額の変動リスク

(a) 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

- (c) 為替変動リスク
外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- (d) カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
- (e) 流動性リスク
当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで解約金額の手当てを行います。組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- 上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- (a) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- (b) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- (c) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
- (d) 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、取得申込み、換金申込みの各受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取消す場合があります。
- (e) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。
- (f) 分配金に関する留意点
分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻りに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

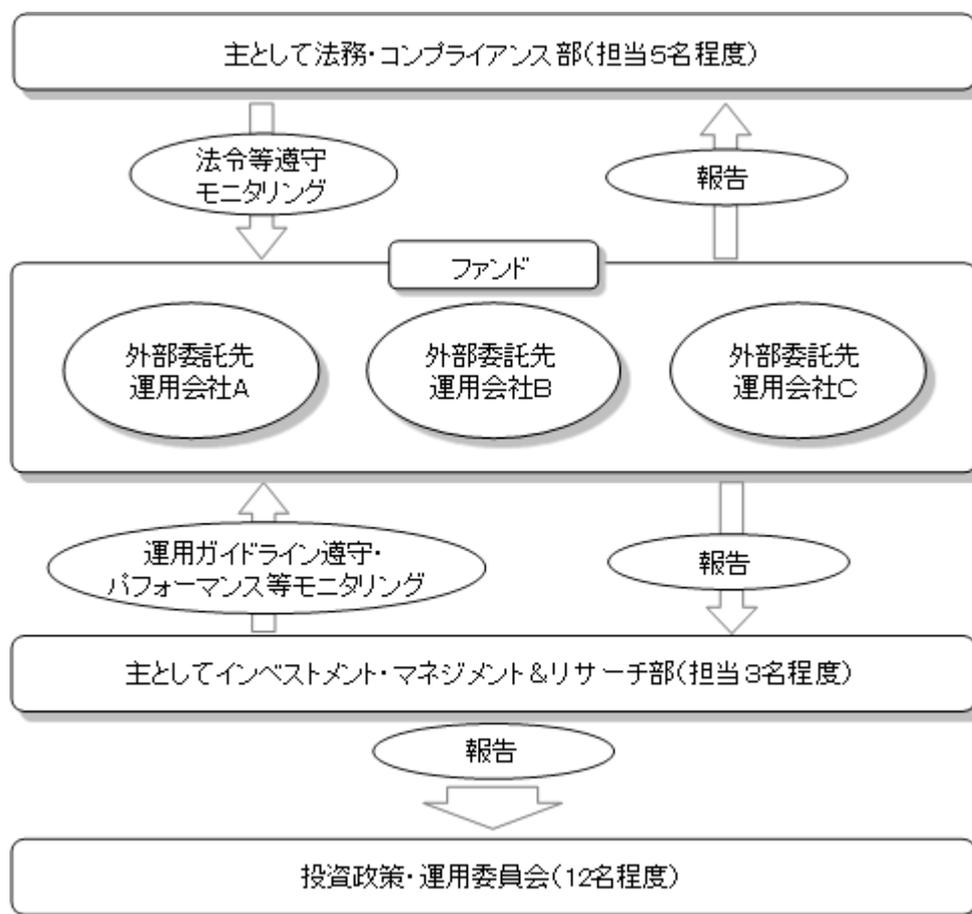
運用に関わるリスクの管理は、外部委託先運用会社の管理、ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

外部委託先運用会社の管理

- 外部委託先運用会社については、インベストメント・マネジメント&リサーチ部が所管する、I M & R T o k y o ポリシー&プロシージャー（社内規程）に基づき、管理しています。
- 委託会社は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。運用ガイドラインは外部委託先運用会社に対する運用の詳細を定めたもので、ベンチマークや目標リターン、運用スタイルといった運用の性格を記述するとともに、業種別のベンチマーク比乖離の上限、投資可能証券の範囲等を定めています。
- 外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果がインベストメント・マネジメント&リサーチ部から、投資政策・運用委員会に報告されます。
- 外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。
- グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

ファンド全体の管理

ファンド全体での管理は、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。また、同部は定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況の確認をとっています。



上記の体制等は平成26年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

また、信託財産留保額ははありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.566%（税抜1.45%）の率を乗じて得た金額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社および受託会社への配分は、以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率1.026% （税抜 0.95%）	年率0.432% （税抜 0.40%）	年率0.108% （税抜 0.10%）

税法が改正された場合等には、消費税等（消費税および地方消費税をいいます。以下同じ。）相当額が変更になることがあります。

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社が受け取る報酬から販売会社に対して支弁されます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

なお、委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

グループ会社であるラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、ラッセル・インプリメンター

ション・サービシーズ・インクが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクと当該運用会社との間で別途定められ、ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

当ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

なお、その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

当ファンドは確定拠出年金法に基づく確定拠出年金向けファンドです。確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、収益分配金ならびに解約時および償還時の差益については所得税および地方税がかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

確定拠出年金法に規定される税制上の措置の対象外となる場合、課税上の取扱いは次のようになります。

個人の受益者に対する課税の取扱いについて

収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税（他の株式等の譲渡損失と通算することができます。）を選択することができます。

換金および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、換金時および償還時の損失については、上場株式等の譲渡所得および配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）と通算することができます。

期間	税率
平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成49年12月31日まで	15.315% (所得税15%および復興特別所得税0.315%)
平成50年1月1日以降	15% (所得税15%)

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

< 収益分配金について >

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<個別元本について>

受益者毎の取得時の価額(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)となります。

受益者が当ファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一の販売会社の複数支店等で当ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

(注1)上記は平成26年5月末現在の情報です。税法または確定拠出年金法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

(注2)税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成26年5月30日現在の運用状況です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,943,797,886	100.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,356,538	0.17
合計(純資産総額)	-	1,940,441,348	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) ラッセル 外国株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	20,727,773,713	47.60
	カナダ	869,510,455	2.00
	メキシコ	151,365,951	0.35
	ブラジル	225,821,160	0.52
	ドイツ	2,098,257,762	4.82
	イタリア	234,889,591	0.54
	フランス	2,836,465,752	6.51
	オランダ	1,114,392,610	2.56
	スペイン	184,624,022	0.42
	ベルギー	169,235,018	0.39
	オーストリア	67,088,977	0.15
	フィンランド	90,692,357	0.21
	アイルランド	586,536,848	1.35
	イギリス	3,688,997,963	8.47
	スイス	3,295,996,880	7.57
	スウェーデン	335,810,169	0.77
	ノルウェー	141,620,341	0.33
	デンマーク	546,693,595	1.26
	チェコ	26,627,612	0.06
	ロシア	29,312,522	0.07
	ケイマン島	189,805,389	0.44
	リベリア	11,131,770	0.03
	オーストラリア	142,645,040	0.33
	バミューダ	398,173,209	0.91
	ニュージーランド	38,098,513	0.09
	香港	551,344,295	1.27
	シンガポール	131,688,521	0.30
	マレーシア	52,145,597	0.12
	タイ	39,109,600	0.09
	韓国	96,847,056	0.22
	中国	248,314,391	0.57
	インド	25,006,393	0.06
	イスラエル	175,638,273	0.40
南アフリカ	85,144,231	0.20	
キュラソー	444,635,661	1.02	
ジャージー	792,603,335	1.82	
ガーンジー	119,312,242	0.27	
英ヴァージン諸島	27,205,436	0.06	
小計		40,990,562,250	94.14
投資証券	カナダ	161,643,125	0.37
	オランダ	5,521,912	0.01
	オーストラリア	205,812,449	0.47
	小計		372,977,486
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,180,726,575	5.01

合計(純資産総額)	-	43,544,266,311	100.00
-----------	---	----------------	--------

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建/売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	2,388,427,989	5.49
		カナダ	46,893,123	0.11
		イギリス	105,001,218	0.24
		スイス	49,363,065	0.11
		オーストラリア	39,296,371	0.09
		香港	30,021,900	0.07
	売建	アメリカ	422,661,613	0.97
		ドイツ	1,102,205,134	2.53

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

銘柄名	種類	国/地域	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ラッセル 外国株式 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	1,043,761,954	1.8206	1,900,273,014	1.8623	1,943,797,886	100.17

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.17
合計		100.17

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) ラッセル 外国株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	VISA INC-CLASS A SHARES	株式	アメリカ	ソフトウェア・ サービス	34,021	21,140.19	719,210,642	21,823.35	742,452,265	1.71
2	NESTLE SA-REG	株式	スイス	食品・飲料・タバ コ	90,132	7,617.40	686,572,173	7,923.23	714,137,152	1.64
3	APPLE INC	株式	アメリカ	テクノロジー・ ハードウェアおよ び機器	10,196	54,557.87	556,272,065	64,592.73	658,587,483	1.51
4	DANONE	株式	フランス	食品・飲料・タバ コ	82,444	7,288.60	600,901,973	7,573.56	624,395,199	1.43
5	DIAGEO PLC	株式	イギリス	食品・飲料・タバ コ	152,902	3,110.58	475,613,949	3,238.98	495,247,002	1.14
6	STATE STREET CORP	株式	アメリカ	各種金融	69,060	6,655.66	459,640,175	6,608.91	456,411,780	1.05
7	SCHLUMBERGER LTD	株式	キ ュ ラ ソー	エネルギー	42,112	10,156.85	427,725,293	10,558.40	444,635,661	1.02
8	WELLS FARGO & CO	株式	アメリカ	銀行	85,070	4,983.43	423,940,682	5,110.44	434,745,828	1.00

9	ORACLE CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	99,316	4,074.53	404,666,299	4,290.05	426,070,804	0.98
10	COLGATE-PALMOLIVE CO	株式	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	55,278	6,805.12	376,173,445	6,803.08	376,061,054	0.86
11	WALT DISNEY CO/THE	株式	アメリカ	メディア	43,335	8,131.78	352,390,834	8,542.48	370,188,796	0.85
12	PFIZER INC	株式	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	118,318	3,069.32	363,156,250	3,009.13	356,034,953	0.82
13	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	株式	スイス	耐久消費財・アパレル	33,341	9,973.42	332,523,913	10,670.03	355,749,604	0.82
14	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	株式	アメリカ	保険	64,360	5,166.36	332,507,007	5,507.93	354,490,941	0.81
15	LINDE AG	株式	ドイツ	素材	16,287	19,760.44	321,838,294	21,129.90	344,142,803	0.79
16	FRANKLIN RESOURCES INC	株式	アメリカ	各種金融	60,134	5,459.97	328,330,332	5,625.86	338,305,730	0.78
17	INTEL CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	122,700	2,737.59	335,902,829	2,740.75	336,290,467	0.77
18	AON PLC	株式	イギリス	保険	36,280	8,350.35	302,950,785	9,129.06	331,202,587	0.76
19	JULIUS BAER GROUP LTD	株式	スイス	各種金融	70,340	4,596.49	323,317,570	4,593.09	323,078,548	0.74
20	GOLDMAN SACHS GROUP INC	株式	アメリカ	各種金融	19,768	16,016.02	316,604,862	16,340.82	323,025,496	0.74
21	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	株式	イギリス	家庭用品・パーソナル用品	37,170	8,358.94	310,701,818	8,682.07	322,712,672	0.74
22	WELLPOINT INC	株式	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	28,500	9,356.78	266,668,413	11,035.19	314,503,001	0.72
23	GOOGLE INC-CL C	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	5,272	54,036.55	284,880,721	56,937.73	300,175,727	0.69
24	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	株式	アメリカ	資本財	31,454	9,464.54	297,697,830	9,437.09	296,834,474	0.68
25	BAYER AG-REG	株式	ドイツ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	19,895	12,946.30	257,566,733	14,531.56	289,105,516	0.66
26	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	株式	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	23,489	12,128.03	284,875,485	11,905.40	279,646,002	0.64
27	STARWOOD HOTELS & RESORTS	株式	アメリカ	消費者サービス	33,300	7,886.78	262,629,868	8,064.68	268,554,104	0.62
28	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	株式	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,911	28,872.52	257,283,053	30,050.53	267,780,282	0.61
29	BT GROUP PLC	株式	イギリス	電気通信サービス	387,550	635.14	246,151,325	675.17	261,665,195	0.60
30	ACCENTURE PLC-CL A	株式	アイルランド	ソフトウェア・サービス	30,606	8,020.97	245,489,930	8,175.49	250,219,267	0.57

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別および業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
-------	----	----	---------

外国	株式	エネルギー	5.83
		素材	4.97
		資本財	6.60
		商業・専門サービス	1.51
		運輸	2.66
		自動車・自動車部品	2.23
		耐久消費財・アパレル	2.64
		消費者サービス	3.33
		メディア	4.13
		小売	2.50
		食品・生活必需品小売り	0.81
		食品・飲料・タバコ	8.51
		家庭用品・パーソナル用品	2.26
		ヘルスケア機器・サービス	3.87
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.82
		銀行	5.32
		各種金融	6.68
		保険	4.81
		不動産	0.52
		ソフトウェア・サービス	7.98
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.59
		電気通信サービス	1.86
	公益事業	1.32	
半導体・半導体製造装置	2.41		
投資証券	0.86		
合計		94.99	

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の種類	資産の名称	取引所	限月	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	S&P500 EMINI 株価指数先物取引	シカゴ商業取引所	2014年 6月	買建	245	2,317,341,362	2,388,427,989	5.49
	DJ EURO STOXX 株価指数先物取引	ユーレックス・ドイツ 金融先物取引所	2014年 6月	売建	246	1,056,017,293	1,102,205,134	2.53
	miniMSCI Emg 株価指数先物取引	ニューヨーク証券取引 所	2014年 6月	売建	80	411,266,835	422,661,613	0.97
	FTSE 100 株価指数先物取引	ロンドン国際金融先 物オプション取引所	2014年 6月	買建	9	102,146,596	105,001,218	0.24
	SWISS MKT 株価指数先物取引	ユーレックス・ チューリッヒ取引所	2014年 6月	買建	5	47,617,349	49,363,065	0.11
	S&P/TSX 60 株価指数先物取引	モントリオール取引 所	2014年 6月	買建	3	46,574,613	46,893,123	0.11
	SPI 200 株価指数先物取引	シドニー先物取引所	2014年 6月	買建	3	38,671,153	39,296,371	0.09
	HANG SENG 株価指数先物取引	香港先物取引所	2014年 6月	買建	2	29,886,089	30,021,900	0.07

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場
で評価しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年5月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(平成18年4月18日)	24,528,887	24,528,887	1.2074	1.2074
2期	(平成19年4月18日)	158,829,388	158,829,388	1.4530	1.4530
3期	(平成20年4月18日)	209,365,380	209,365,380	1.1842	1.1842
4期	(平成21年4月20日)	180,321,062	180,321,062	0.6842	0.6842
5期	(平成22年4月19日)	424,524,228	424,524,228	0.9422	0.9422
6期	(平成23年4月18日)	600,178,110	600,178,110	0.9802	0.9802
7期	(平成24年4月18日)	819,781,162	819,781,162	0.9434	0.9434
8期	(平成25年4月18日)	1,308,903,482	1,308,903,482	1.2891	1.2891
9期	(平成26年4月18日)	1,830,102,494	1,830,102,494	1.6358	1.6358
	平成25年5月末日	1,461,346,841		1.4252	
	平成25年6月末日	1,389,308,400		1.3392	
	平成25年7月末日	1,476,043,373		1.3990	
	平成25年8月末日	1,457,731,993		1.3770	
	平成25年9月末日	1,490,263,807		1.4347	
	平成25年10月末日	1,567,019,010		1.5026	
	平成25年11月末日	1,677,470,704		1.5917	
	平成25年12月末日	1,776,582,533		1.6666	
	平成26年1月末日	1,746,608,287		1.5824	
	平成26年2月末日	1,813,265,283		1.6387	
	平成26年3月末日	1,829,761,374		1.6418	
	平成26年4月末日	1,849,761,892		1.6454	
	平成26年5月末日	1,940,441,348		1.6705	

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率(%)
1期	20.7
2期	20.3
3期	18.5
4期	42.2
5期	37.7
6期	4.0
7期	3.8
8期	36.6
9期	26.9

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

（注2）収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

（参考情報）

以下は金融商品取引法第15条第2項に規定する目論見書（交付目論見書）に掲載している運用実績の情報です。（平成26年5月30日現在）

■基準価額・純資産の推移(設定日(2005年8月31日)～2014年5月30日)



※基準価額(税引前分配金再投資)は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※基準価額(税引前分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しています。

■分配の推移

決算期	2010年4月	2011年4月	2012年4月	2013年4月	2014年4月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

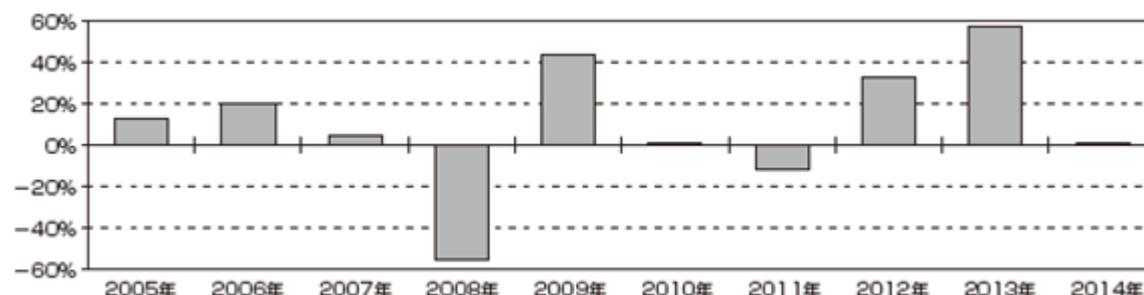
※分配金は1万口当たり、税引前です。

■主要な資産の状況

順位	銘柄名	種類	業種	国/地域	実質組入比率
1	VISA INC-CLASS A SHARES	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.7%
2	NESTLE SA-REG	株式	食品・飲料・タバコ	スイス	1.6%
3	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.5%
4	DANONE	株式	食品・飲料・タバコ	フランス	1.4%
5	DIAGEO PLC	株式	食品・飲料・タバコ	イギリス	1.1%
6	STATE STREET CORP	株式	各種金融	アメリカ	1.0%
7	SCHLUMBERGER LTD	株式	エネルギー	アメリカ	1.0%
8	WELLS FARGO & CO	株式	銀行	アメリカ	1.0%
9	ORACLE CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.0%
10	COLGATE-PALMOLIVE CO	株式	家庭用品・パーソナル用品	アメリカ	0.9%

※実質組入比率は、純資産総額に対する比率です。

■年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと算出しています。

※2005年は当ファンドの設定日(8月31日)から年末までの収益率、2014年は5月末までの収益率を表示。

➤ 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)
1期	37,138,102	16,822,159
2期	195,517,013	106,522,151
3期	123,431,477	55,938,847
4期	142,674,569	55,927,382
5期	248,371,817	61,374,062
6期	304,791,885	143,025,822
7期	461,719,494	205,111,548
8期	397,988,867	251,522,536
9期	484,398,787	381,038,739

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数は当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

原則として、いつでも取得申込みを行うことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかが休業日の場合には、取得申込みの受付は行いません。

各営業日 の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日 の取扱いとなります。

上記の取得申込みの受付を行わない日を除きます。取得申込みの受付を行わない日は、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、取得申込みを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

当ファンドは、確定拠出年金法に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。取得申込者は確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。

当初申込時には、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」（以下「別に定める契約」といいます。）を締結していただきます。

販売会社によっては、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに取得申込みにかかる金額を当該販売会社に支払います。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

申込単位は、1円以上1円単位とします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口の整数倍をもって取得することができます。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <http://www.russell.com/jpin/>

申込手数料はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

原則として、いつでも換金申込みを行うことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日の場合には、換金申込みの受付は行いません。受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みを行うことができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

各営業日 の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日 の取扱いとなります。

上記の換金申込みの受付を行わない日を除きます。換金申込みの受付を行わない日は、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <http://www.russell.com/jpin/>

当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金には制限があります。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消す場合があります。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取り扱います。

換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

換金手数料はありません。

信託財産留保額ははありません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資対象	評価方法
マザーファンド	原則として、当ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（「ラッセル」の「年金外株」）として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <http://www.russell.com/jpin/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、信託期間は無期限です。ただし、後述の「（5）その他 信託契約の終了」による場合、信託は終了する場合があります。

(4)【計算期間】

毎年4月19日から翌年4月18日までとします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の終了

1. ファンドの繰上償還条項

次のいずれかの場合、委託会社は受託会社と合意の上、信託契約を解約し信託を終了させる場合があります。

(a) 信託契約の一部解約により、設定日から1年経過後、純資産総額が10億円を下回ることとなる場合

(b) 信託期間終了前に当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

(c) やむを得ない事情が発生したとき

2. 信託期間の終了（繰上償還）

(a) 上記により信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。

イ. 委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. 委託会社は解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ハ. 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ニ. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ホ. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ハ.の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、上記ハ.およびニ.の規定は適用しません。

(b) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「信託約款の変更」の手続きにおいて不成立の場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 受託会社が辞任した、または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記1.の信託約款の変更をしません。

4. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

5. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から4.までの規定に従います。

反対者の買取請求権

上記 に規定する信託契約の終了または上記 に規定する信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、公正な価額で信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社との協議により決定するものとします。

関係法人との契約の更改等

1. 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2. マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結されるマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、当事者の一方の相手方に対して30日前の書面による解約の意思表示の通知がなされた場合、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

（参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、当事者の一方の相手方に対して30日前の書面による解約の意思表示の通知がなされた場合、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<http://www.russell.com/jpin/>）に掲載します。

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

収益分配金請求権

収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該償還日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成25年4月19日から平成26年4月18日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ラッセル 外国株式マルチ・マネ - ジャ - ・ファンド（確定拠出年金向け）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 平成25年 4月18日現在	第9期 平成26年 4月18日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,313,581,348	1,843,217,729
未収入金	17,210,661	533,450
流動資産合計	1,330,792,009	1,843,751,179
資産合計	1,330,792,009	1,843,751,179
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,210,661	533,450
未払受託者報酬	322,616	904,503
未払委託者報酬	4,355,250	12,210,732
流動負債合計	21,888,527	13,648,685
負債合計	21,888,527	13,648,685
純資産の部		
元本等		
元本	1,015,388,717	1,118,748,765
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	293,514,765	711,353,729
（分配準備積立金）	337,536,126	535,814,094
元本等合計	1,308,903,482	1,830,102,494
純資産合計	1,308,903,482	1,830,102,494
負債純資産合計	1,330,792,009	1,843,751,179

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期		第9期	
	自	平成24年 4月19日 至 平成25年 4月18日	自	平成25年 4月19日 至 平成26年 4月18日
営業収益				
有価証券売買等損益		356,259,394		385,096,620
営業収益合計		356,259,394		385,096,620
営業費用				
受託者報酬		1,000,803		1,664,383
委託者報酬		13,510,628		22,469,025
営業費用合計		14,511,431		24,133,408
営業利益又は営業損失()		341,747,963		360,963,212
経常利益又は経常損失()		341,747,963		360,963,212
当期純利益又は当期純損失()		341,747,963		360,963,212
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		30,450,036		59,783,047
期首剰余金又は期首欠損金()		49,141,224		293,514,765
剰余金増加額又は欠損金減少額		31,358,062		236,321,211
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		12,895,149		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		18,462,913		236,321,211
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		119,662,412
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		119,662,412
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		293,514,765		711,353,729

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第8期 平成25年 4月18日現在	第9期 平成26年 4月18日現在
1. 期首元本額	868,922,386円	1,015,388,717円
期中追加設定元本額	397,988,867円	484,398,787円
期中一部解約元本額	251,522,536円	381,038,739円
2. 計算期間末日における 受益権の総数	1,015,388,717口	1,118,748,765口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 平成24年 4月19日 至 平成25年 4月18日	第9期 自 平成25年 4月19日 至 平成26年 4月18日
分配金の計算過程 平成25年4月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(19,959,500円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(291,338,427円)、信託約款に規定される収益調整金(303,073,976円)及び分配準備積立金(26,238,199円)より分配対象収益は640,610,102円(1万口当たり6,309.00円)であります。分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程 平成26年4月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(25,951,374円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(275,228,791円)、信託約款に規定される収益調整金(472,149,030円)及び分配準備積立金(234,633,929円)より分配対象収益は1,007,963,124円(1万口当たり9,009.70円)であります。分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款が定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。 親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。 親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドが投資対象とする親投資信託受益証券は、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。 ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。 ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。 ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。 ・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。
-------------------	---

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第8期 平成25年 4月18日現在	第9期 平成26年 4月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項	<p>有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p>	<p>有価証券以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第8期 平成25年4月18日現在	第9期 平成26年4月18日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	330,416,302	330,288,740

合 計	330,416,302	330,288,740
-----	-------------	-------------

(デリバティブ取引等に関する注記)

第8期 平成25年4月18日現在	第9期 平成26年4月18日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期 自 平成24年 4月19日 至 平成25年 4月18日	第9期 自 平成25年 4月19日 至 平成26年 4月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	第8期 平成25年 4月18日現在	第9期 平成26年 4月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2891円 (12,891円)	1.6358円 (16,358円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	ラッセル 外国株式マザーファンド	1,012,534,459	1,843,217,729	-
合計		1,012,534,459	1,843,217,729	-

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「ラッセル 外国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル 外国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

区 分	平成25年 4月18日現在	平成26年 4月18日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	904,746,844	1,082,400,034
コール・ローン	666,993,934	923,346,751
株式	33,319,669,739	40,165,398,547
投資証券	165,238,855	227,780,067
派生商品評価勘定	231,377,353	54,981,392
未収入金	339,264,516	411,677,366
未収配当金	57,321,859	45,476,831
未収利息	548	1,138
差入委託証拠金	309,044,909	418,557,027
流動資産合計	35,993,658,557	43,329,619,153
資産合計	35,993,658,557	43,329,619,153
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	127,431,266	92,817,649
未払金	278,301,670	555,409,947
未払解約金	25,505,547	533,450
その他未払費用	6,535,393	7,416,853
流動負債合計	437,773,876	656,177,899
負債合計	437,773,876	656,177,899
純資産の部		
元本等		
元本	25,151,686,628	23,441,220,292
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	10,404,198,053	19,232,220,962
元本等合計	35,555,884,681	42,673,441,254
純資産合計	35,555,884,681	42,673,441,254
負債純資産合計	35,993,658,557	43,329,619,153

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p> <p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>有価証券</p> <p>株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 <p>(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
--	---

(貸借対照表に関する注記)

平成25年 4月18日現在	平成26年 4月18日現在
<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における</p> <p>当該親投資信託の元本額 30,771,375,216円</p> <p>期中追加設定元本額 1,725,257,682円</p> <p>期中一部解約元本額 7,344,946,270円</p> <p>元本の内訳</p> <p>ラッセル 外国株式ファンドⅠ-2</p>	<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における</p> <p>当該親投資信託の元本額 25,151,686,628円</p> <p>期中追加設定元本額 1,809,626,835円</p> <p>期中一部解約元本額 3,520,093,171円</p> <p>元本の内訳</p> <p>ラッセル 外国株式ファンドⅠ-2</p>

(適格機関投資家限定) ラッセル 外国株式ファンド	18,335,153,216円	(適格機関投資家限定) ラッセル 外国株式ファンド	17,900,603,538円
(適格機関投資家限定) ラッセル 外国株式ファンド I - 4 A (為替ヘッジあり)	2,405,286,793円	(適格機関投資家限定) ラッセル 外国株式ファンド I - 4 A (為替ヘッジあり)	1,435,119,165円
(適格機関投資家限定) ラッセル 外国株式ファンド I - 4 B (為替ヘッジなし)	605,154,684円	(適格機関投資家限定) ラッセル 外国株式ファンド I - 4 B (為替ヘッジなし)	627,302,648円
(適格機関投資家限定) ラッセル 外国株式マルチ・マネ - ジャ - ・ファンド (確定拠出年金向け)	2,470,716,188円 929,179,705円	(適格機関投資家限定) ラッセル 外国株式マルチ・マネ - ジャ - ・ファンド (確定拠出年金向け)	2,271,953,988円 1,012,534,459円
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型	25,264,851円	ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型	11,843,509円
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型	221,601,750円	ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型	84,086,371円
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型	159,329,441円	ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型	97,776,614円
計	25,151,686,628円	計	23,441,220,292円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における 受益権の総数	25,151,686,628口	2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における 受益権の総数	23,441,220,292口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する 取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及 びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であり、投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。デリバティブ取引には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3.金融商品に係るリ スク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。 ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。 ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理(売買執行にかかるモニタリング等を除きます。)を行います。 ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。 ・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年 4月18日現在	平成26年 4月18日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありませ	同左
2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	平成25年4月18日現在	平成26年4月18日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	3,015,487,004	4,706,850,358
投資証券	8,970,827	531,898
合 計	3,024,457,831	4,707,382,256

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連（平成25年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	2,786,619,204	-	2,784,582,485	2,036,719
	売建	2,073,868,685	-	1,968,591,352	105,277,333
合計		4,860,487,889	-	4,753,173,837	103,240,614

株式関連（平成26年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	2,876,667,423	-	2,903,676,884	27,009,461
	売建	1,389,479,943	-	1,461,222,536	71,742,593
合計		4,266,147,366	-	4,364,899,420	44,733,132

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場にて評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連（平成25年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	5,332,967,908	-	5,433,942,473	100,974,565
	米ドル	4,252,791,261	-	4,333,482,308	80,691,047
	カナダドル	70,218,781	-	70,410,400	191,619
	ユーロ	688,018,484	-	704,768,304	16,749,820
	英ポンド	142,191,088	-	144,530,000	2,338,912
	スイスフラン	53,781,251	-	54,574,000	792,749
	オーストラリアドル	61,201,623	-	61,149,200	52,423
	香港ドル	64,765,420	-	65,028,261	262,841
	売建	4,689,717,908	-	4,789,987,000	100,269,092
	米ドル	1,320,176,647	-	1,337,438,438	17,261,791
	カナダドル	28,062,000	-	28,542,000	480,000
	ユーロ	2,787,997,530	-	2,855,094,758	67,097,228
	英ポンド	72,842,822	-	75,489,953	2,647,131
	スイスフラン	403,643,240	-	415,888,480	12,245,240
	オーストラリアドル	28,792,300	-	29,063,800	271,500
	香港ドル	17,283,000	-	17,640,000	357,000
	シンガポールドル	3,254,990	-	3,245,560	9,430
	タイバーツ	27,665,379	-	27,584,011	81,368

合計	10,022,685,816	-	10,223,929,473	705,473
----	----------------	---	----------------	---------

通貨関連（平成26年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,609,058,659	-	3,597,390,698	11,667,961
	米ドル	2,707,935,094	-	2,695,161,100	12,773,994
	カナダドル	87,756,075	-	87,871,800	115,725
	ユーロ	273,183,664	-	272,528,185	655,479
	英ポンド	330,278,589	-	331,356,035	1,077,446
	スイスフラン	85,460,919	-	84,390,160	1,070,759
	デンマーククローネ	8,423,978	-	8,440,188	16,210
	オーストラリアドル	75,853,416	-	77,745,270	1,891,854
	香港ドル	40,166,924	-	39,897,960	268,964
	売建	2,695,058,659	-	2,676,493,823	18,564,836
	米ドル	1,116,123,565	-	1,113,381,113	2,742,452
	カナダドル	9,189,000	-	9,298,000	109,000
	ユーロ	950,046,265	-	939,736,277	10,309,988
	英ポンド	21,944,979	-	22,257,576	312,597
	スイスフラン	543,030,666	-	536,563,653	6,467,013
	スウェーデンクローネ	8,711,000	-	8,722,240	11,240
	ノルウェークローネ	15,339,474	-	15,369,396	29,922
	デンマーククローネ	14,912,710	-	15,031,568	118,858
	オーストラリアドル	9,206,000	-	9,524,000	318,000
香港ドル	6,555,000	-	6,610,000	55,000	
合計	6,304,117,318	-	6,273,884,521	6,896,875	

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成24年 4月19日 至 平成25年 4月18日	自 平成25年 4月19日 至 平成26年 4月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	平成25年 4月18日現在	平成26年 4月18日現在
----	---------------	---------------

1口当たり純資産額	1.4137円	1.8204円
(1万口当たり純資産額)	(14,137円)	(18,204円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	ANADARKO PETROLEUM CORP	9,922	98.96	981,881.12	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	22,700	40.64	922,528.00	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	22,900	28.17	645,093.00	
	CHEVRON CORP	4,339	123.68	536,647.52	
	CONOCOPHILLIPS	16,700	74.77	1,248,659.00	
	EOG RESOURCES INC	12,322	102.45	1,262,388.90	
	EXXON MOBIL CORP	5,357	100.42	537,949.94	
	MARATHON PETROLEUM CORP	16,500	89.91	1,483,515.00	
	NABORS INDUSTRIES LTD	9,100	24.81	225,771.00	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	29,219	82.37	2,406,769.03	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	2,200	96.60	212,520.00	
	PATTERSON-UTI ENERGY INC	16,500	32.99	544,335.00	
	SANCHEZ ENERGY CORP	16,450	30.07	494,651.50	
	SCHLUMBERGER LTD	44,782	99.91	4,474,169.62	
	SUNCOR ENERGY INC	29,700	36.73	1,090,881.00	
	VALERO ENERGY CORP	30,800	56.00	1,724,800.00	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2,330	242.34	564,652.20	
	DOMTAR CORP	5,500	95.94	527,670.00	
	DOW CHEMICAL CO/THE	2,400	48.72	116,928.00	
	FMC CORP	12,050	76.75	924,837.50	
	GRAPHIC PACKAGING HOLDING CO	23,000	9.96	229,080.00	
	HUNTSMAN CORP	4,200	24.92	104,664.00	
	INTERNATIONAL PAPER CO	2,200	45.46	100,012.00	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	11,601	95.14	1,103,719.14	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	12,260	92.11	1,129,268.60	
	MONSANTO CO	15,470	112.95	1,747,336.50	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	19,900	67.16	1,336,484.00	
	PRAXAIR INC	10,063	131.86	1,326,907.18	
	ROCK TENN COMPANY -CL A	5,600	98.97	554,232.00	
	3M CO	16,403	137.73	2,259,185.19	
	AECOM TECHNOLOGY CORP	1,300	32.50	42,250.00	
	BOEING CO	3,700	127.92	473,304.00	
	EXELIS INC	35,600	18.78	668,568.00	
FASTENAL CO	29,496	50.12	1,478,339.52		
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	31,454	93.10	2,928,367.40		
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	2,900	104.04	301,716.00		
MRC GLOBAL INC	14,900	28.01	417,349.00		

NORTHROP GRUMMAN CORP	13,106	122.00	1,598,932.00	
RAYTHEON COMPANY	4,600	100.13	460,598.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	2,692	127.02	341,937.84	
UNITED TECHNOLOGIES CORP	20,830	118.57	2,469,813.10	
DELUXE CORP	10,180	51.07	519,892.60	
EQUIFAX INC	12,579	68.61	863,045.19	
MANPOWERGROUP INC	2,500	77.10	192,750.00	
ALASKA AIR GROUP INC	3,400	92.94	315,996.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	36,680	56.71	2,080,122.80	
DELTA AIR LINES INC	3,200	33.76	108,032.00	
SOUTHWEST AIRLINES CO	47,400	23.49	1,113,426.00	
SPIRIT AIRLINES INC	17,870	56.03	1,001,256.10	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	18,836	98.00	1,845,928.00	
DELPHI AUTOMOTIVE PLC	23,362	67.20	1,569,926.40	
GENERAL MOTORS CO	67,200	33.98	2,283,456.00	
HARLEY-DAVIDSON INC	3,796	66.64	252,965.44	
LEAR CORP	6,250	83.00	518,750.00	
MICHAEL KORS HOLDINGS LTD	2,900	89.93	260,797.00	
MOHAWK INDUSTRIES INC	6,080	134.82	819,705.60	
NIKE INC -CL B	5,555	74.03	411,236.65	
POLARIS INDUSTRIES INC	6,942	135.39	939,877.38	
WHIRLPOOL CORP	630	153.75	96,862.50	
LAS VEGAS SANDS CORP	25,681	76.46	1,963,569.26	
MCDONALD'S CORP	13,753	100.25	1,378,738.25	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	2,000	51.34	102,680.00	
STARBUCKS CORP	19,890	70.15	1,395,283.50	
STARWOOD HOTELS & RESORTS	35,100	77.58	2,723,058.00	
YUM! BRANDS INC	22,940	76.34	1,751,239.60	
DIRECTV	23,200	75.64	1,754,848.00	
OMNICOM GROUP	16,228	71.16	1,154,784.48	
TIME WARNER CABLE	6,761	135.33	914,966.13	
TIME WARNER INC	34,544	65.15	2,250,541.60	
VIACOM INC-CLASS B	5,403	84.05	454,122.15	
WALT DISNEY CO/THE	43,335	79.99	3,466,366.65	
AUTOZONE INC	1,998	516.16	1,031,287.68	
EXPEDIA INC	800	72.46	57,968.00	
FAMILY DOLLAR STORES	9,700	56.84	551,348.00	
FOOT LOCKER INC	2,700	45.24	122,148.00	
GAMESTOP CORP-CLASS A	4,900	41.47	203,203.00	
LOWE'S COS INC	51,170	46.80	2,394,756.00	
MACY'S INC	16,606	56.83	943,718.98	
SALLY BEAUTY HOLDINGS INC	30,438	26.49	806,302.62	
TARGET CORP	12,415	60.00	744,900.00	
TIFFANY & CO	7,700	86.65	667,205.00	
TJX COMPANIES INC	16,900	58.70	992,030.00	
URBAN OUTFITTERS INC	9,840	35.62	350,500.80	
CVS CAREMARK CORP	300	73.74	22,122.00	
KROGER CO	46,500	44.28	2,059,020.00	

AMBEV SA-ADR	175,220	7.77	1,361,459.40
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	40,200	45.04	1,810,608.00
BUNGE LTD	1,700	80.25	136,425.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	16,940	80.78	1,368,413.20
DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	26,579	52.54	1,396,460.66
FOMENTO ECONOMICO MEX-SP ADR	11,150	94.80	1,057,020.00
INGREDION INC	600	68.18	40,908.00
KELLOGG CO	11,790	66.34	782,148.60
KRAFT FOODS GROUP INC	7,528	56.91	428,418.48
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	16,600	34.65	575,190.00
PILGRIM'S PRIDE CORP	14,900	22.35	333,015.00
TYSON FOODS INC-CL A	38,500	42.65	1,642,025.00
COLGATE-PALMOLIVE CO	56,938	66.94	3,811,429.72
HERBALIFE LTD	6,700	55.10	369,170.00
KIMBERLY-CLARK CORP	10,720	112.54	1,206,428.80
PROCTER & GAMBLE CO	4,901	81.76	400,705.76
AETNA INC	8,900	67.77	603,153.00
CERNER CORP	30,710	54.00	1,658,340.00
DENTSPLY INTERNATIONAL INC	19,392	45.19	876,324.48
MCKESSON CORP	11,890	170.98	2,032,952.20
MEDTRONIC INC	24,511	58.55	1,435,119.05
ST JUDE MEDICAL INC	23,965	62.49	1,497,572.85
STRYKER CORP	11,420	78.78	899,667.60
WELLPOINT INC	28,600	92.00	2,631,200.00
ABBVIE INC	7,700	48.55	373,835.00
AMGEN INC	19,975	115.46	2,306,313.50
BIOGEN IDEC INC	3,885	290.54	1,128,747.90
CELGENE CORP	8,000	141.51	1,132,080.00
CHARLES RIVER LABORATORIES	700	57.09	39,963.00
GILEAD SCIENCES INC	15,340	70.00	1,073,800.00
JOHNSON & JOHNSON	9,276	98.96	917,952.96
PDL BIOPHARMA INC	18,700	8.41	157,267.00
PERRIGO CO PLC	8,310	141.99	1,179,936.90
PFIZER INC	108,718	30.25	3,288,719.50
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	23,489	119.30	2,802,237.70
UNITED THERAPEUTICS CORP	5,640	96.20	542,568.00
WATERS CORP	10,327	111.15	1,147,846.05
CIT GROUP INC	2,600	46.42	120,692.00
CREDICORP LTD	1,912	141.21	269,993.52
ICICI BANK LTD-SPON ADR	10,200	44.52	454,104.00
ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	59,835	15.76	942,999.60
JPMORGAN CHASE & CO	48,463	55.22	2,676,126.86
KEYCORP	101,900	13.56	1,381,764.00
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	3,200	83.77	268,064.00
SBERBANK-SPONSORED ADR	28,227	8.72	246,139.44
WASHINGTON FEDERAL INC	14,100	21.98	309,918.00
WELLS FARGO & CO	66,350	48.93	3,246,505.50
AFFILIATED MANAGERS GROUP	4,737	186.64	884,113.68

AMERICAN CAPITAL LTD	49,800	14.66	730,068.00
AMERICAN EXPRESS CO	19,492	86.22	1,680,600.24
AMERIPRISE FINANCIAL INC	9,767	106.03	1,035,595.01
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	55,726	33.76	1,881,309.76
BLACKROCK INC	950	308.38	292,961.00
CBOE HOLDINGS INC	17,020	52.20	888,444.00
FRANKLIN RESOURCES INC	58,144	53.70	3,122,332.80
GOLDMAN SACHS GROUP INC	17,136	157.44	2,697,891.84
PROSPECT CAPITAL CORP	3,800	10.89	41,382.00
STATE STREET CORP	66,595	65.53	4,363,970.35
ALLIED WORLD ASSURANCE CO	5,240	104.51	547,632.40
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	66,560	50.82	3,382,579.20
AON PLC	36,280	82.14	2,980,039.20
ASPEN INSURANCE HOLDINGS LTD	11,600	44.45	515,620.00
ASSURED GUARANTY LTD	13,000	23.89	310,570.00
AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	32,970	46.35	1,528,159.50
EVEREST RE GROUP LTD	5,070	158.41	803,138.70
PARTNERRE LTD	9,960	102.67	1,022,593.20
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	2,100	77.88	163,548.00
ACCENTURE PLC-CL A	30,606	78.90	2,414,813.40
AMDOCS LTD	24,400	46.52	1,135,088.00
CHECK POINT SOFTWARE TECH	7,451	66.96	498,918.96
DST SYSTEMS INC	500	94.97	47,485.00
EBAY INC	26,670	54.97	1,466,049.90
EQUINIX INC	6,670	178.97	1,193,729.90
FACEBOOK INC-A	16,635	58.94	980,466.90
GOOGLE INC-CL A	1,516	543.34	823,703.44
GOOGLE INC-CL C	3,686	536.10	1,976,064.60
LINKEDIN CORP - A	6,760	175.42	1,185,839.20
MASTERCARD INC-CLASS A	11,800	74.13	874,734.00
MERCADOLIBRE INC	14,950	86.15	1,287,942.50
MICROSOFT CORP	20,800	40.01	832,208.00
ORACLE CORP	115,016	40.08	4,609,841.28
SALESFORCE.COM INC	21,340	56.10	1,197,174.00
SAP AG-SPONSORED ADR	20,970	79.77	1,672,776.90
SYNOPSIS INC	2,600	37.52	97,552.00
TAKE TWO INTERACTIVE SOFTWARE	10,800	20.51	221,508.00
TIVO INC	11,100	11.83	131,313.00
VISA INC-CLASS A SHARES	34,021	207.95	7,074,666.95
XEROX CORP	104,500	11.43	1,194,435.00
YAHOO! INC	31,900	36.38	1,160,522.00
AMPHENOL CORP-CL A	10,367	94.12	975,742.04
APPLE INC	8,276	524.94	4,344,403.44
BROCADE COMMUNICATIONS SYS	39,100	9.72	380,052.00
CISCO SYSTEMS INC	30,530	23.21	708,601.30
FLEXTRONICS INTL LTD	99,500	9.42	937,290.00
HEWLETT-PACKARD CO	57,400	31.93	1,832,782.00
INGRAM MICRO INC-CL A	4,100	30.41	124,681.00

	JUNIPER NETWORKS INC	25,500	25.17	641,835.00	
	QUALCOMM INC	22,240	81.32	1,808,556.80	
	WESTERN DIGITAL CORP	9,552	91.05	869,709.60	
	CENTURYLINK INC	12,300	34.43	423,489.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	26,900	47.60	1,280,440.00	
	AES CORP	94,300	14.26	1,344,718.00	
	AMEREN CORPORATION	9,300	40.99	381,207.00	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	4,700	45.67	214,649.00	
	DTE ENERGY COMPANY	1,300	76.62	99,606.00	
	EDISON INTERNATIONAL	19,900	56.38	1,121,962.00	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP	2,200	39.43	86,746.00	
	UGI CORP	16,900	45.71	772,499.00	
	VECTREN CORPORATION	2,100	40.19	84,399.00	
	ALTERA CORP	15,910	34.46	548,258.60	
	APPLIED MATERIALS INC	88,300	18.99	1,676,817.00	
	INTEL CORP	90,300	27.04	2,441,712.00	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	17,911	47.33	847,727.63	
	ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	30,500	9.56	291,580.00	
	SYNAPTICS INC	13,280	62.16	825,484.80	
	米ドル 計	4,269,713		227,825,503.41 (23,363,505,374)	
カナダドル	BANKERS PETROLEUM LTD	23,300	5.72	133,276.00	
	CANAM GROUP INC	3,000	14.03	42,090.00	
	CANFOR CORP	19,600	24.43	478,828.00	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	4,000	48.10	192,400.00	
	WESTERN FOREST PRODUCTS INC	122,200	2.29	279,838.00	
	AECON GROUP INC	11,300	18.28	206,564.00	
	FINNING INTERNATIONAL INC	1,000	29.31	29,310.00	
	STANTEC INC	6,400	64.69	414,016.00	
	TRANSCONTINENTAL INC-CL A	3,000	16.38	49,140.00	
	LINAMAR CORP	3,100	52.84	163,804.00	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	4,900	108.06	529,494.00	
	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	2,600	26.56	69,056.00	
	YELLOW MEDIA LTD	5,000	24.29	121,450.00	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	6,900	89.10	614,790.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	19,400	96.41	1,870,354.00	
	DUNDEE CORP-CL A	4,600	16.48	75,808.00	
	ATCO LTD -CLASS I	5,400	54.57	294,678.00	
	カナダドル 計	245,700		5,564,896.00 (518,370,062)	
メキシコペソ	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	55,700	86.03	4,791,871.00	
	メキシコペソ 計	55,700		4,791,871.00 (37,568,268)	
ユーロ	NESTE OIL OYJ	1,910	14.77	28,210.70	
	OMV AG	13,589	31.75	431,450.75	
	SAIPEM SPA	21,879	18.75	410,231.25	
	TOTAL SA	3,950	49.28	194,656.00	
	AIR LIQUIDE SA	4,902	98.74	484,023.48	

AKZO NOBEL	29,184	53.55	1,562,803.20
CEMENTIR HOLDING SPA	15,047	6.96	104,802.35
ENCE ENERGIA Y CELULOSA SA	10,700	2.15	23,005.00
LINDE AG	16,287	142.85	2,326,597.95
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	67,600	16.92	1,143,792.00
STORA ENSO OYJ-R SHS	16,800	7.49	125,916.00
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	39,810	29.93	1,191,513.30
BRENTAG AG	3,386	129.75	439,333.50
CNH INDUSTRIAL NV	195,200	8.11	1,583,072.00
DANIELI & CO-RSP	4,024	17.10	68,810.40
DMG MORI SEIKI AG	14,070	21.30	299,691.00
LEGRAND SA	25,513	45.49	1,160,586.37
MTU AERO ENGINES AG	8,940	69.34	619,899.60
OSRAM LICHT AG	700	44.04	30,828.00
SAFRAN SA	18,340	49.66	910,764.40
SCHNEIDER ELECTRIC SA	19,441	65.78	1,278,828.98
VINCI SA	550	54.10	29,755.00
ZODIAC AEROSPACE	29,950	24.72	740,364.00
AIR FRANCE-KLM	12,870	11.00	141,570.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50,950	18.70	953,019.75
GROUPE EUROTUNNEL SA - REGR	46,720	9.28	433,982.08
CONTINENTAL AG	643	172.40	110,853.20
DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	21,250	67.29	1,429,912.50
MICHELIN (CGDE)	3,310	91.40	302,534.00
RENAULT SA	530	73.37	38,886.10
KERING	10,040	149.65	1,502,486.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SA	11,876	142.70	1,694,705.20
TUI AG	31,721	12.08	383,348.28
PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG-REG	3,320	31.10	103,268.60
PUBLICIS GROUPE	8,861	63.89	566,129.29
REED ELSEVIER NV	49,600	15.00	744,000.00
TECHNICOLOR - REGR	11,500	5.26	60,570.50
RALLYE SA	1,280	34.66	44,371.20
DANONE	82,544	52.71	4,350,894.24
HEINEKEN NV	28,033	51.48	1,443,138.84
PERNOD RICARD SA	14,769	85.65	1,264,964.85
SUEDZUCKER AG	2,440	14.84	36,209.60
BAYER AG-REG	19,895	93.59	1,861,973.05
GRIFOLS SA	1,570	36.78	57,744.60
MERCK KGAA	13,892	115.00	1,597,580.00
SANOFI	20,230	75.48	1,526,960.40
AAREAL BANK AG	3,820	31.91	121,915.30
BNP PARIBAS	25,806	54.49	1,406,168.94
ERSTE GROUP BANK AG	18,328	24.60	450,868.80
KBC GROEP NV	14,870	44.03	654,800.45
SOCIETE GENERALE	11,800	43.19	509,701.00
BANCA IFIS SPA	3,833	15.30	58,644.90

	DEUTSCHE BOERSE AG	9,029	53.32	481,426.28	
	ING GROEP NV-CVA	112,704	10.04	1,132,111.68	
	AEGON NV	167,600	6.35	1,065,600.80	
	AGEAS	17,930	30.70	550,451.00	
	ALLIANZ SE-REG	12,220	119.05	1,454,791.00	
	MEDIOLANUM SPA	72,480	6.38	462,422.40	
	CA IMMOBILIEN ANLAGEN AG	6,570	13.65	89,713.35	
	DASSAULT SYSTEMES SA	1,996	86.47	172,594.12	
	SAP AG	12,850	57.73	741,830.50	
	UNITED INTERNET AG-REG SHARE	1,103	31.22	34,441.17	
	WINCOR NIXDORF AG	6,365	47.72	303,769.62	
	ELISA OYJ	28,135	19.69	553,978.15	
	TELECOM ITALIA SPA	129,100	0.85	110,445.05	
	TELECOM ITALIA-RSP	748,655	0.69	517,320.60	
	GDF SUEZ	16,220	19.94	323,426.80	
	GDF SUEZ - STRIP VVPR	7,056	0.00	7.05	
	ユーロ計	2,438,086		47,034,466.47 (6,661,021,141)	
英ポンド	BP PLC	29,800	4.82	143,650.90	
	DRAGON OIL PLC	20,253	6.00	121,619.26	
	GENEL ENERGY PLC	36,700	9.24	339,291.50	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	5,200	22.44	116,688.00	
	SOCO INTERNATIONAL PLC	11,630	4.20	48,846.00	
	AFRICAN BARRICK GOLD PLC	5,900	2.59	15,286.90	
	DS SMITH PLC	30,400	3.18	96,732.80	
	RIO TINTO PLC	1,050	32.88	34,529.25	
	IMI PLC	31,500	14.93	470,295.00	
	KELLER GROUP PLC	3,484	10.70	37,278.80	
	QINETIQ GROUP PLC	48,600	2.21	107,697.60	
	BABCOCK INTL GROUP PLC	23,220	12.16	282,355.20	
	BABCOCK INTL GROUP-NIL RTS	8,930	4.21	37,595.30	
	BERENDSEN PLC	2,160	10.45	22,572.00	
	EXPERIAN PLC	93,100	10.81	1,006,411.00	
	GO-AHEAD GROUP PLC	990	19.89	19,691.10	
	BURBERRY GROUP PLC	29,398	14.40	423,331.20	
	TAYLOR WIMPEY PLC	455,760	1.10	501,791.76	
	COMPASS GROUP PLC	94,211	9.19	866,270.14	
	TUI TRAVEL PLC	80,311	4.22	338,912.42	
	WHITBREAD PLC	2,440	40.55	98,942.00	
	WILLIAM HILL PLC	66,958	3.22	215,671.71	
	BRITISH SKY BROADCASTING GRO	88,721	8.90	789,616.90	
	ITV PLC	505,250	1.86	940,775.50	
	WPP PLC	74,180	12.62	936,151.60	
	HALFORDS GROUP PLC	27,312	4.52	123,450.24	
	HOME RETAIL GROUP	145,718	2.08	303,239.15	
	NEXT PLC	8,440	64.90	547,756.00	
	WH SMITH PLC	13,321	10.94	145,731.74	
	TESCO PLC	392,100	2.89	1,135,913.70	

	BRITVIC PLC	26,770	7.47	199,971.90	
	DIAGEO PLC	154,802	18.29	2,831,328.58	
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	18,440	25.11	463,028.40	
	STOCK SPIRITS GROUP PLC	5,768	2.83	16,323.44	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	37,170	49.15	1,826,905.50	
	SHIRE PLC	32,720	29.25	957,060.00	
	STANDARD CHARTERED PLC	59,061	13.25	782,853.55	
	3I GROUP PLC	87,100	3.79	330,370.30	
	SVG CAPITAL PLC	13,085	4.22	55,284.12	
	STANDARD LIFE PLC	131,136	3.78	495,694.08	
	PACE PLC	28,500	4.00	114,000.00	
	BT GROUP PLC	200,600	3.69	741,217.00	
	VODAFONE GROUP PLC	384,643	2.14	823,712.98	
	ARM HOLDINGS PLC	91,045	9.76	889,054.42	
	英ポンド 計	3,607,877		20,794,898.94 (3,580,257,750)	
スイスフラン	HOLCIM LTD-REG	20,140	79.00	1,591,060.00	
	FISCHER (GEORG)-REG	270	688.00	185,760.00	
	IMPLENIA AG-REG	1,465	61.90	90,683.50	
	OC OERLIKON CORP AG-REG	2,430	14.30	34,749.00	
	ADECCO SA-REG	21,697	72.00	1,562,184.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	14,104	119.10	1,679,786.40	
	AUTONEUM HOLDING AG	164	181.80	29,815.20	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	33,341	88.05	2,935,675.05	
	KUONI REISEN HLDG-REG(CAT B)	317	384.75	121,965.75	
	NESTLE SA-REG	92,462	67.25	6,218,069.50	
	SONOVA HOLDING AG-REG	5,758	124.00	713,992.00	
	ACTELION LTD-REG	23,981	85.85	2,058,768.85	
	LONZA GROUP AG-REG	6,270	85.30	534,831.00	
	NOVARTIS AG-REG	9,700	74.70	724,590.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	8,911	254.90	2,271,413.90	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	75,372	27.49	2,071,976.28	
	JULIUS BAER GROUP LTD	70,340	40.58	2,854,397.20	
	UBS AG-REG	114,113	17.87	2,039,199.31	
	SWISS RE AG	14,861	73.60	1,093,769.60	
	ASCOM HOLDING AG-REG	5,801	16.55	96,006.55	
	スイスフラン 計	521,497		28,908,693.09 (3,355,432,006)	
スウェーデンクローネ	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	37,263	181.50	6,763,234.50	
	ELEKTA AB-B SHS	91,310	84.95	7,756,784.50	
	MEDA AB-A SHS	7,260	111.60	810,216.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	22,350	86.05	1,923,217.50	
	SWEDBANK AB - A SHARES	35,280	168.60	5,948,208.00	
	スウェーデンクローネ 計	193,463		23,201,660.50 (360,321,787)	
ノルウェークローネ	DNO INTERNATIONAL ASA	96,631	19.98	1,930,687.38	
	FRED OLSEN ENERGY ASA	5,439	196.10	1,066,587.90	
	KONGSBERG AUTOMOTIVE HOLDING	12,400	5.82	72,168.00	

	DNB ASA	55,860	99.90	5,580,414.00	
	SPAREBANK 1 SMN	7,300	50.75	370,475.00	
ノルウェークローネ 計		177,630		9,020,332.28 (154,608,495)	
デンマーククローネ	NOVOZYMES A/S-B SHARES	25,947	240.40	6,237,658.80	
	PANDORA A/S	1,310	340.50	446,055.00	
	CARLSBERG AS-B	10,432	536.50	5,596,768.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	35,510	235.60	8,366,156.00	
	JYSKE BANK-REG	17,240	305.00	5,258,200.00	
デンマーククローネ 計		90,439		25,904,837.80 (491,414,773)	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	1,136	4,748.00	5,393,728.00	
チェココルナ 計		1,136		5,393,728.00 (27,831,636)	
オーストラリアドル	BEACH ENERGY LTD	25,800	1.69	43,731.00	
	BC IRON LTD	9,700	4.76	46,172.00	
	BORAL LTD	23,100	5.83	134,673.00	
	EVOLUTION MINING LTD	23,900	0.89	21,271.00	
	LEIGHTON HOLDINGS LTD	4,400	19.82	87,208.00	
	SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	21,400	8.28	177,192.00	
	MINERAL RESOURCES LTD	22,800	11.74	267,672.00	
	FLIGHT CENTRE TRAVEL GROUP LTD	2,700	54.49	147,123.00	
オーストラリアドル 計		133,800		925,042.00 (88,517,268)	
ニュージーランドドル	AIR NEW ZEALAND LTD	100,507	2.07	208,049.49	
	MERIDIAN ENER-PARTLY PAID SH	121,600	1.17	142,880.00	
ニュージーランドドル 計		222,107		350,929.49 (30,895,832)	
香港ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	43,000	24.10	1,036,300.00	
	MELCO INTERNATIONAL DEVELOP.	316,000	25.05	7,915,800.00	
	MGM CHINA HOLDINGS LTD	120,800	29.75	3,593,800.00	
	SJM HOLDINGS LTD	226,000	22.80	5,152,800.00	
	SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	1,404,570	8.18	11,489,382.60	
	AIA GROUP LTD	538,435	39.05	21,025,886.75	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	145,950	60.05	8,764,297.50	
	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	100,000	136.90	13,690,000.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	19,400	46.40	900,160.00	
	HYSAN DEVELOPMENT CO	41,000	34.30	1,406,300.00	
	SWIRE PACIFIC LTD-A	3,500	91.30	319,550.00	
	WHEELLOCK & CO LTD	33,000	33.45	1,103,850.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	17,400	525.50	9,143,700.00	
香港ドル 計		3,009,055		85,541,826.85 (1,131,718,369)	
シンガポールドル	SEMBICORP INDUSTRIES LTD	28,000	5.40	151,200.00	
	UOL GROUP LTD	28,000	6.34	177,520.00	
シンガポールドル 計		56,000		328,720.00 (26,922,168)	
マレーシアリンギット	TENAGA NASIONAL BHD	135,800	11.88	1,613,304.00	

マレーシアリングット 計		135,800		1,613,304.00 (51,077,204)	
タイパーツ	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	66,400	192.00	12,748,800.00	
タイパーツ 計		66,400		12,748,800.00 (40,668,672)	
韓国ウォン	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	664	1,370,000.00	909,680,000.00	
韓国ウォン 計		664		909,680,000.00 (90,149,288)	
イスラエルシェケル	BANK HAPOLIM BM	46,374	19.48	903,365.52	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	129,533	13.69	1,773,306.77	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	141,326	6.28	887,668.60	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CO	274,540	6.17	1,693,911.80	
イスラエルシェケル 計		591,773		5,258,252.69 (155,118,454)	
合計		15,816,840		40,165,398,547 (40,165,398,547)	

株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ALTISOURCE RESIDENTIAL CORP	3,300	96,096.00	
		米ドル 計		3,300	96,096.00 (9,854,644)
	カナダドル	BOARDWALK REALE ESTATE	3,900	240,864.00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTM	600	24,864.00	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	7,300	172,718.00	
		カナダドル 計		11,800	438,446.00 (40,841,244)
	英ポンド	HAMMERSON PLC	10,965	62,336.02	
		英ポンド 計		10,965	62,336.02 (10,732,392)
	オーストラリアドル	DEXUS PROPERTY GROUP	34,742	38,389.91	
		FEDERATION CENTRES	63,900	152,082.00	
		GPT GROUP	191,118	731,981.94	
		WESTFIELD RETAIL TRUST	260,700	815,991.00	
オーストラリアドル 計		550,460	1,738,444.85 (166,351,787)		
合計				227,780,067 (227,780,067)	

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 200銘柄	100.0%		57.8%
	投資証券 1銘柄		0.0%	0.0%
カナダドル	株式 17銘柄	92.7%		1.3%
	投資証券 3銘柄		7.3%	0.1%
メキシコペソ	株式 1銘柄	100.0%		0.1%
ユーロ	株式 68銘柄	100.0%		16.5%
英ポンド	株式 44銘柄	99.7%		8.9%
	投資証券 1銘柄		0.3%	0.0%
スイスフラン	株式 20銘柄	100.0%		8.3%
スウェーデンクローネ	株式 5銘柄	100.0%		0.9%
ノルウェークローネ	株式 5銘柄	100.0%		0.4%
デンマーククローネ	株式 5銘柄	100.0%		1.2%
チェココルナ	株式 1銘柄	100.0%		0.1%
オーストラリアドル	株式 8銘柄	34.7%		0.2%
	投資証券 4銘柄		65.3%	0.4%
ニュージーランドドル	株式 2銘柄	100.0%		0.1%
香港ドル	株式 13銘柄	100.0%		2.8%
シンガポールドル	株式 2銘柄	100.0%		0.1%
マレーシアリングット	株式 1銘柄	100.0%		0.1%
タイバーツ	株式 1銘柄	100.0%		0.1%
韓国ウォン	株式 1銘柄	100.0%		0.2%
イスラエルシェケル	株式 4銘柄	100.0%		0.4%

4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

5. 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下は平成26年5月30日現在の当ファンドの現況です。

【純資産額計算書】

資産総額	1,948,609,706 円
負債総額	8,168,358 円
純資産総額(-)	1,940,441,348 円
発行済口数	1,161,565,491 口
1口当たり純資産額(/)	1.6705 円

(参考) ラッセル 外国株式マザーファンドの現況

以下は平成26年5月30日現在のマザーファンドの現況です。

純資産額計算書

資産総額	44,038,390,881 円
負債総額	494,124,570 円
純資産総額(-)	43,544,266,311 円
発行済口数	23,382,494,676 口
1口当たり純資産額(/)	1.8623 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手續き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権

で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として。)に支払います。

- (7)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成26年5月末現在の委託会社の資本金の額：1,609.5百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社を組み合わせる運用）の場合は、インベストメント・マネジメント&リサーチ部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、インベストメント・マネジメント&リサーチ部およびインベストメント・ディベロプメント部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、インベストメント・マネジメント&リサーチ部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する5名の委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況（外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況を含みます。）等について、インベストメント・マネジメント&リサーチ部、インベストメント・ディベロプメント部および法務・コンプライアンス部から報告を受けるとともに、その検証を行っています。

上記の体制等は平成26年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

平成26年5月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	35本	187,367,280,742円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合計	35本	187,367,280,742円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第15期 (平成24年12月31日現在)		第16期 (平成25年12月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
預金		630,117		1,054,936
前払費用		38,755		36,735
未収委託者報酬		212,448		355,246
未収運用受託報酬		620,410		969,086
未収コンサルティング報酬		96,310		104,997
未収投資助言報酬		-		66,872
未収入金		2,789		2,957
未収利息		2,189		1,102
短期貸付金	2	500,000		300,000
その他流動資産		12,494		12,961
流動資産合計		2,115,515		2,904,897
固定資産				
有形固定資産				
建物付属設備		138,133		124,842
器具備品		85,853		63,195
有形固定資産合計	1	223,987		188,037
無形固定資産				
ソフトウェア		11,102		7,037
無形固定資産合計		11,102		7,037
投資その他の資産				
長期差入保証金		190,333		157,890
長期貸付金	2	466,000		166,000
投資その他の資産合計		656,333		323,890
固定資産合計		891,424		518,965
資産合計		3,006,939		3,423,863

(単位：千円)

	第15期 (平成24年12月31日現在)		第16期 (平成25年12月31日現在)	
負債の部				
流動負債				
預り金		17,934		22,968
未払金				
未払手数料		70,087		56,147
未払委託調査費		282,716		420,322
未払委託計算費		5,452		6,759
その他未払金	2	306,630		231,363
未払金合計		664,887		714,593
未払費用		39,817		50,712

未払消費税等	24,128	103,471
未払法人税等	4,795	28,097
前受金	70,743	66,804
賞与引当金	277,031	406,306
リース債務	7,019	4,473
流動負債合計	1,106,357	1,397,428
固定負債		
資産除去債務	60,263	61,104
長期未払金	596,835	663,388
長期未払費用	290,896	383,499
長期リース債務	4,276	5,969
固定負債合計	952,273	1,113,962
負債合計	2,058,630	2,511,390
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,609,500	1,609,500
資本剰余金		
資本準備金	284,184	-
その他資本剰余金	-	-
資本剰余金合計	284,184	-
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	945,375	697,027
利益剰余金合計	945,375	697,027
株主資本合計	948,308	912,472
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	-
評価・換算差額等合計	-	-
純資産合計	948,308	912,472
負債純資産合計	3,006,939	3,423,863

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第15期 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)	第16期 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,291,744	1,421,153
運用受託報酬	1,957,796	3,297,966
コンサルティング報酬	542,130	518,108
投資助言報酬	-	63,688
その他収益	166,438	341,885
営業収益合計	3,958,110	5,642,801
営業費用		
支払手数料	269,524	216,870
広告宣伝費	1,172	1,386
調査費		
委託調査費	1,632,993	2,357,275

図書費	4,823	4,376
調査費合計	1,637,816	2,361,651
委託計算費	62,247	72,421
営業雑経費		
通信費	13,196	12,830
印刷費	9,281	10,224
協会費	9,823	9,119
営業雑経費合計	32,301	32,175
営業費用合計	2,003,062	2,684,506
一般管理費		
給料		
役員報酬	117,444	92,935
給料・手当	1,263,369	1,102,319
賞与	104,114	176,289
賞与引当金繰入額	277,031	406,306
給料合計	1,761,960	1,777,850
福利厚生費	148,992	144,033
交際費	20,374	14,876
寄付金	2,811	2,477
旅費交通費	41,602	39,439
租税公課	12,082	25,001
不動産賃借料	212,702	189,577
退職給付費用	172,043	159,522
消耗器具備品費	295,284	325,827
事務委託費	24,977	29,608
修繕費	7,809	11,819
水道光熱費	6,626	6,990
会議費用	4,216	2,313
固定資産減価償却費	51,591	50,257
諸経費	120,653	99,400
一般管理費合計	2,883,728	2,878,997
営業利益又は営業損失（ ）	928,680	79,297
営業外収益		
受取利息	3,259	1,472
その他営業外収益	732	909
営業外収益合計	3,991	2,381
営業外費用		
支払利息	551	469
為替差損	21,713	66,842
有価証券売却損	97	-
営業外費用合計	22,362	67,312
経常利益又は経常損失（ ）	947,051	14,367
特別利益		
株式報酬戻入益	96,218	15,364
特別利益合計	96,218	15,364
特別損失		
割増退職金	80,471	3,142
固定資産除却損	4,864	760
補填金	6,916	-
特別損失合計	92,252	3,902
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	943,085	25,829

法人税、住民税及び事業税	2,290	61,665
当期純利益又は当期純損失()	945,375	35,836

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

第15期 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)										
	株主資本							評価・ 換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換 算差額 等 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余 金 合計				
当期首残高	1,609,500	-	716,593	746,593	432,408	432,408	1,893,684	176	176	1,893,507
当期変動額										
当期純利益又は 当期純損失()	-	-	-	-	945,375	945,375	945,375	-	-	945,375
資本準備金から その他資本剰余金へ の振替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他資本剰余金 から資本準備金へ の振替	-	284,184	284,184	-	-	-	-	-	-	-
その他資本剰余金 から繰越利益剰余金へ の振替	-	-	432,408	432,408	432,408	432,408	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	176	176	176
当期変動額合計	-	284,184	716,593	432,408	512,967	512,967	945,375	176	176	945,199
当期末残高	1,609,500	284,184	-	284,184	945,375	945,375	948,308	-	-	948,308

(単位:千円)

第16期 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)										
	株主資本							評価・ 換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換 算差額 等 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余 金 合計				
当期首残高	1,609,500	284,184	-	284,184	945,375	945,375	948,308	-	-	948,308
当期変動額										
当期純利益又は 当期純損失()	-	-	-	-	35,836	35,836	35,836	-	-	35,836
資本準備金から その他資本剰余金へ の振替	-	284,184	284,184	-	-	-	-	-	-	-

その他資本剰余金 から資本準備金へ の振替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他資本剰余金 から繰越利益剰余金へ の振替	-	-	284,184	284,184	284,184	284,184	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	284,184	-	284,184	248,348	248,348	35,836	-	-	35,836
当期末残高	1,609,500	-	-	-	697,027	697,027	912,472	-	-	912,472

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換 算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の 当事業年度負担額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用して おります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引 開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる 重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	第15期 平成24年12月31日現在	第16期 平成25年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物付属設備	72,652千円	89,120千円
器具備品	98,132千円	127,196千円
*2 関係会社項目		
長期貸付金	466,000千円	166,000千円
短期貸付金	500,000千円	300,000千円
その他未払金	119,298千円	158,400千円
*3 偶発債務		

該当事項はありません。	当社は海外関係会社との取引に関して、租税条約の規定に基づき、権限ある当局間の相互協議を申し立てております。この協議により生じる可能性がある影響額を合理的に見積もることは困難であります。なお、当該事象による影響は、当事業年度の財務諸表には反映しておりません。
-------------	--

(損益計算書関係)

第15期 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日	第16期 自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第15期 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日					第16期 自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日				
発行済株式の種類及び総数に関する事項					発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末 株式数 (株)	株式の種類	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末 株式数 (株)
発行済株式					発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090

(リース取引関係)

第15期 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日	第16期 自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金については親会社であるフランク・ラッセル・カンパニーより調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、親会社に対する貸付金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。 未払金は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。	
2. 金融商品の時価等に関する事項 平成24年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 (単位：千円)	2. 金融商品の時価等に関する事項 平成25年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 (単位：千円)

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額		貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1)預金	630,117	630,117	-	(1)預金	1,054,936	1,054,936	-
(2)未収委託者報酬	212,448	212,448	-	(2)未収委託者報酬	355,246	355,246	-
(3)未収運用受託報酬	620,410	620,410	-	(3)未収運用受託報酬	969,086	969,086	-
(4)短期貸付金	500,000	500,000	-	(4)短期貸付金	300,000	300,000	-
(5)長期差入保証金	190,333	190,333	-	(5)未払金	(694,677)	(694,677)	-
(6)長期貸付金	466,000	466,000	-	()負債に計上されているものについては、()で示してあります。			
(7)未払金	(555,211)	(555,211)	-				
()負債に計上されているものについては、()で示してあります。				()負債に計上されているものについては、()で示してあります。			
<p>(注1)金融商品の時価の算定方法 (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)短期貸付金、並びに(7)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(5)長期差入保証金 この時価については、敷金の性質及び貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(6)長期貸付金 長期貸付金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映しております。また、貸付金は親会社に対する貸付であることから、評価にあたって信用リスクを加味する必要はないものと判断しております。したがって、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p>				<p>(注1)金融商品の時価の算定方法 (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)短期貸付金、並びに(5)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p>			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 5年以内	5年超
(1)預金	630,117	-	-	(1)預金	1,054,936	-	-
(2)未収委託者報酬	212,448	-	-	(2)未収委託者報酬	355,246	-	-
(3)未収運用受託報酬	620,410	-	-	(3)未収運用受託報酬	969,086	-	-
(4)短期貸付金	500,000	-	-	(4)短期貸付金	300,000	-	-
(5)長期差入保証金	-	190,333	-				
(6)長期貸付金	-	466,000	-				

(有価証券関係)

第15期 平成24年12月31日現在	第16期 平成25年12月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。
2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、 該当事項はありません。	2. 当期中に売却したその他有価証券 同左

(デリバティブ取引関係)

第15期 平成24年12月31日現在	第16期 平成25年12月31日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第15期 平成24年12月31日現在	第16期 平成25年12月31日現在
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 (単位：千円) 長期未払金 596,835 その他未払金 109,675	2. 退職給付債務に関する事項 (単位：千円) 長期未払金 663,388 その他未払金 19,915
3. 退職給付費用の内訳 (単位：千円) (1)勤務費用 123,175 (2)確定拠出年金制度への掛金拠出額 48,867 <u>172,043</u>	3. 退職給付費用の内訳 (単位：千円) (1)勤務費用 116,229 (2)確定拠出年金制度への掛金拠出額 43,293 <u>159,522</u>

(ストック・オプション等関係)

第15期 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日	第16期 自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日
1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 賞与 102,685 千円	1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 賞与 175,993 千円
2. スtock・オプション等の内容 当社は、親会社であるフランク・ラッセル・カンパニーの株式報酬プランに基づき当社の従業員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)に準じた方法により会計処理をしております。	2. スtock・オプション等の内容 同左
3. スtock・オプション等に係る権利不行使による失効により利益として計上した金額 株式報酬戻入益 96,218 千円	3. スtock・オプション等に係る権利不行使による失効により利益として計上した金額 株式報酬戻入益 15,364 千円

(税効果会計関係)

第15期 平成24年12月31日現在	第16期 平成25年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円) 繰延税金資産	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円) 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	663,217	税務上の繰越欠損金	544,590
賞与引当金	89,497	賞与引当金	154,437
未払金	41,687	未払費用	177,473
未払費用	120,915	資産除去債務	32,508
資産除去債務	9,640	長期未払金	236,431
長期未払金	212,712	長期未払費用	136,224
長期未払費用	103,675	その他	4,306
その他	1,188	繰延税金資産合計	1,285,973
繰延税金資産合計	1,242,534	評価性引当額	1,285,973
評価性引当額	1,242,534	繰延税金資産の純額	0
繰延税金資産の純額	0		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当期は税引前当期純損失を計上したため、差異原因を注記しておりません。なお法定実効税率は40.69%であります。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 38.01% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 173.66% 住民税均等割 8.86% その他 18.21% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 238.74%	
3. 法人税等の変更等による影響 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成25年1月1日に開始する事業年度から平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成28年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。なお、この変更による影響はありません。		3. 法人税等の変更等による影響 該当事項はありません。	

(資産除去債務関係)

第15期 平成24年12月31日現在	第16期 平成25年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 当期における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 当期における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)
当期首残高 59,434	当期首残高 60,263
時の経過による調整額 829	時の経過による調整額 840
当期末残高 60,263	当期末残高 61,104

(セグメント情報等)

第15期 (自 平成24年 1月 1日

至 平成24年12月31日)

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	コンサルティング業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,291,744	1,957,796	542,130	166,438	3,958,110

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	1,017,467	投資一任業・コンサルティング業

() A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第16期

(自 平成25年 1月 1日

至 平成25年12月31日)

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	コンサルティング業 ・投資助言業	その他	合計

外部顧客への営業収益	1,421,153	3,297,966	581,796	341,885	5,642,801
(2)地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
(3)主要な顧客ごとの情報 <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社（ ）	2,019,323		投資一任業・コンサルティング業		
（ ）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。					
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。					
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。					

(関連当事者情報)

第15期（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	フランク・ラッセル・カンパニー	アメリカ合衆国、ワシントン州シアトル市	394 百万 ドル	年金コンサルティン グ、投資顧問	間接所有 100%	兼任 0人	インベストメント・ マネジメント・アグ リーメント、業務委 託契約の締結	貸付金 の回収	714,000	短期 貸付金 長期 貸付金	500,000 466,000

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ラッセル・インベストメント・グループ(株)（非上場）

フランク・ラッセル・カンパニー（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第16期（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				

親会社	フランク・ラッセル・カンパニー	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	394 百万 ドル	年金コンサル ティン グ、投資顧 問	間接所有 100%	兼任 0人	インベストメント・ マネジメント・アグ リメント、業務委 託契約の締結	貸付金 の回収	500,000	短期 貸付金 長期 貸付金	300,000 166,000
-----	-----------------	-----------------------------	-----------------	-----------------------------	--------------	----------	--	------------	---------	------------------------	--------------------

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ラッセル・インベストメント・グループ(株) (非上場)

フランク・ラッセル・カンパニー (非上場)

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第15期 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日	第16期 自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日
1株当たり純資産額	27,817.80円	1株当たり純資産額 26,766.57円
1株当たり当期純損失()	27,731.77円	1株当たり当期純損失() 1,051.23円
損益計算書上の当期純損失()	945,375千円	損益計算書上の当期純損失() 35,836千円
1株当たり当期純損失()の算定に用 いられた普通株式に関する当期純損失 ()	945,375千円	1株当たり当期純損失()の算定に用 いられた普通株式に関する当期純損失 () 35,836千円
差額	-	差額 -
期中平均株式数		期中平均株式数
普通株式	34,090株	普通株式 34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、1株当たり当期純損失()であり、また、潜在株 式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、1株当たり当期純損失()であり、また、潜在株 式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第15期 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日	第16期 自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

平成26年5月30日付で定款の変更を行いました。

- ・公告方法の変更（日本経済新聞に掲載する方法から電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は日本経済新聞に掲載する方法による）に変更）

委託会社とその事業の全部または一部を譲渡するときは、当該期日の1ヵ月前までにその旨を公告して監督官庁に届け出るとともに、すべての営業所の公衆の目に付きやすい場所に掲示したうえ、当該期日から30日以内にその旨を監督官庁に届け出ます。

(2)訴訟その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

（平成26年3月末現在）

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

（平成26年3月末現在）

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3)外部委託先運用会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
エムエフエス・インスティテューショナル・アドバイザーズ・インク	16,372百万米ドル （平成26年3月末現在）	
サステナブル・グロース・アドバイザーズ・エル・ピー	リミテッド・パートナーシップのため、該当事項はありません。	
マッキンリー・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	
ハリス・アソシエイツ・エル・ピー	リミテッド・パートナーシップのため、該当事項はありません。	
ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク	24,780米ドル （平成25年12月末現在）	

エムエフエス・インスティテューショナル・アドバイザーズ・インクの資本金の額につきましては、その親会社であるサン・ライフ・フィナンシャル・インクが公開会社としてインサイダー取引に関する規制を遵守するために定めた開示方針上、未公開の財務情報（子会社である同社の資本金の額を含む）を開示できないため、エムエフエス・インスティテューショナル・アドバイザーズ・インクの要請に基づき、親会社であるサン・ライフ・フィナンシャル・インクの現在公開されている資本金の額を参考までに掲載しています。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

《再信託受託会社の概要》

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円（平成26年3月末現在）

事業内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 外部委託先運用会社

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

<参考：投資助言会社>

外部委託先運用会社との投資助言契約により、マザーファンドの運用にかかる投資助言を外部委託先運用会社に行います。

3 【資本関係】

ラッセル・インベストメント・グループ株式会社は、委託会社の全株を保有し、同社はフランク・ラッセル・カンパニーの実質的な子会社です。

ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクは、フランク・ラッセル・カンパニーの子会社です。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にファンドのロゴ・マークやキャッチ・コピー等を表示し、イラスト、写真、図案等を採用することがあります。また、目論見書の裏表紙に委託会社のロゴ・マークを表示することがあります。
- (2)交付目論見書の表紙または表紙裏面の記載について
「投資信託説明書（交付目論見書）」と記載します。
金融商品取引法上の目論見書である旨を記載します。
交付目論見書の使用開始日を記載します。
委託会社に関する情報として、委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、投資信託財産の合計純資産総額、「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨および照会先（ホームページアドレス、電話番号および受付時間等）を記載します。
受託会社に関する情報として、受託会社の名称および「ファンドの財産の保管及び管理を行う者である。」旨を記載します。
請求目論見書の入手方法を記載します。
以下の事項を記載します。
 - ・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨。
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (3)交付目論見書の裏表紙に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。
- (4)請求目論見書の表紙に「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するとともに、委託会社の名称、金融商品取引上の目論見書である旨を記載します。
- (5)請求目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項を記載することがあります。
- (6)請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容について、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (7)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、交付目論見書で当該内容を説明した図表等を付加して当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)目論見書の別称として、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- (10)投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成26年3月24日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月21日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド（確定拠出年金向け）の平成25年4月19日から平成26年4月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド（確定拠出年金向け）の平成26年4月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。